高齢者福祉ガイドブック

令和８年度

岐阜市福祉部

高齢福祉課　福祉医療課　介護保険課

はじめに

岐阜市では、高齢者の皆さんが、安心して生き生きと生活できるように努めています。

この高齢者福祉ガイドブックは、福祉サービスに携わる方を対象に作りました。

福祉サービスに携わる方が、市の実施している高齢者向けサービスを把握し、高齢の方のお悩みや、お困りごとの解決に役立てていただき、各種サービスに案内できるよう、この高齢者福祉ガイドブックをぜひご活用ください。



目次

1　生きがいを見つけたい

60歳以上の方が受けられるサービス

・老人健康農園 …… 1
・老人福祉センター・高齢者福祉会館 …… 2
・三田洞神仏温泉 …… 3
・シルバー人材センター …… 9
・高齢者大学 …… １０

70歳以上の方が受けられるサービス

・シルバーカード交付事業 …… １１
・高齢者ふれあい入浴事業 …… １３
・らくらくおでかけパス発行事業 …… １４

その他

・各種敬老事業 …… １５
・全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者激励金支給事業 …… １５
・介護予防・家族介護教室事業 …… １６
・地域安全推進事業 …… １８
・老人クラブ（清流クラブ岐阜） …… １９

2　介護をできるだけ必要としないために

・介護予防・日常生活支援総合事業 …… ２１
　Ⅰ．介護予防・生活支援サービス事業
　Ⅱ．一般介護予防事業

3　生活支援サービスを利用したい

・高齢者の孤立防止のための見守りイメージ …… ２４
・高齢者の見守り等支援の利用意向の有無と活動の現状のイメージ … ２５
・地域包括支援センター …… ２６
・配食による安否確認事業 …… ２７
・市公式ＬＩＮＥ見守り通知サービス …… ２８
・栄養改善配食サービス事業 …… ２８
・高齢者見守りネットワーク事業 …… ２９
・安否確認サービス事業 …… ２９
・緊急通報体制支援事業 …… ３１

・福祉器具給付事業 …… ３３
・認知症高齢者等見守りシール交付事業 …… ３４
・認知症高齢者等ＧＰＳ機器等購入等助成金交付事業 …… ３５
・シニア皆援隊 …… ３６
・日常生活自立支援事業 …… ３７
・生活管理指導短期宿泊事業 …… ３８
・成年後見制度利用支援事業 …… ３９
・高齢者虐待防止 …… ３９
・わたしのあんしん終活登録事業 …… ４１
・避難行動要支援者名簿への登録について …… ４１
・家族介護用品支給事業 …… ４３
・家族介護慰労金支給事業 …… ４３
・高齢者住宅改善促進助成事業 …… ４４
・介護連絡手帳 …… ４５

4　施設サービスを利用したい

・主な高齢者向け住まい・施設の概要 …… ４６
・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） …… ４７
・養護老人ホーム …… ４７
・有料老人ホーム（住宅型） …… ５０
・介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護） …… ５０
・軽費老人ホーム（ケアハウス） …… ５１
・認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護） …… ５３
・生活支援ハウス …… ５４
・サービス付き高齢者向け住宅 …… ５６
・シルバーハウジング（高齢者世話付住宅） …… ５７

5　安心して医療を受けたい

・後期高齢者医療制度 …… ５８
・福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等） …… ６１
・はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度 …… ６２

6　高齢者福祉施設一覧

・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） …… ６３
・養護老人ホーム …… ６４
・軽費老人ホーム（ケアハウス） …… ６４

・有料老人ホーム（住宅型） …… ６５
・介護付有料老人ホーム …… ６９
・認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護） …… ６９
・生活支援ハウス …… ７１
・シルバーハウジング（高齢者世話付住宅） …… ７１
・サービス付き高齢者向け住宅 …… ７１
・老人保健施設（介護老人保健施設） …… ７４
・介護医療院 …… ７５
・老人福祉センター …… ７５
・三田洞神仏温泉 …… ７５
・高齢者福祉会館 …… ７５

7　相　談　窓　口

・相談窓口 …… ７６
　市役所
　各保健センター
　地域包括支援センター
　※認知症の相談に関しては…
・岐阜市社会福祉協議会 …… ８０
・職業相談 …… ８０
・岐阜市成年後見センター …… ８１

◆福祉関係施設地図
◆高齢者福祉施策事業一覧

1　生きがいを見つけたい

60歳以上の方が受けられるサービス …… 1

70歳以上の方が受けられるサービス …… 11

その他 …… 15

老人健康農園

１区画約15㎡（約4.5坪）を貸し出す農園です。農器具・水道（もしくは井戸）は各農園に用意してあります。

○栽培できるもの

野菜や果物などお好きな物を栽培できます。

（ただし、一年草の野菜などに限ります。）

○利用できる方

60歳以上の方です。

○利用料

鷺山、鷺山東、鷺山北、鷺山北第二：年間4,400円

上記以外の農園：年間5,000円

（半年利用の場合は各金額の半額）

○利用期間

４月１日から翌年３月31日まで（年度更新可）

○利用方法

各農園に備え付けの農器具がありますので、手軽にご利用いただけます。

駐車場はありません。

○農園一覧

園　名	農　園　所　在　地	区画数
長　　良	長良小松町１－８　他	52
茜　　部	茜部辰新２－38　他	36
長　　森	前一色１－８－12	42
鷺　　山	鷺山向井2434－１　他	32
鷺 山 東	鷺山向井2395－77　他	30
市　　橋	薮田南４－16－４	44
鷺 山 北	鷺山向井2135　他	85
鷺山北２	鷺山向井2256　他	51
長 森 東	水海道１－８－３　他	50
福 光 南	長良福光2470　他	42
厚 見 西	上川手577－１　他	31
領　　下	領下４－20　他	33
12 農 園		528

○申込み方法

下記問い合わせ先まで申し込んでください。

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４－２１７３（直通）

老人福祉センター・高齢者福祉会館

各種講座、サークルを楽しむ施設です。

○利用料

入館料は無料です。

各種講座、サークルによっては実費等がかかります。

○申込み方法

各施設で利用登録証の交付を受け、入館の際に提示してください。

老人クラブの証明書でも利用できます。

○老人福祉センター・高齢者福祉会館

施設名	所在地	電話番号	備考
ふれあいの館「白山」	鶴田町３丁目７－４	240-1245	開館時間：午前９時～午後５時 休館日： 日曜日 祝日（ふれあいの館「白山」以外は敬老の日は開館） 12月29日～１月３日
和楽園	金竜町５丁目10-３	246-4101	
友楽園	京町１丁目64	263-6767	
西部福祉会館	西荘２丁目11-23	253-5121	
みやこ老人センター	都通２丁目23	252-4738	
三楽園	北野東827	229-5068	
柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野１丁目34	387-1333	
交楽園	下鵜飼１丁目105 西部コミュニティセンター内	230-1350	開館時間：午前９時～午後５時 休館日： 月曜日（ただし、祝日と重なる場合は翌日） 12月29日～１月３日
長寿園	八代１丁目11-13 北部コミュニティセンター内	233-2110	
陽楽園	加納城南通１丁目20 南部コミュニティセンター内	272-2341	

※柳津高齢者福祉センターでの入浴利用は月・水・金（午前10時～午後３時）

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４－２１７３（直通）

三田洞神仏温泉

60歳以上の方は低額で当温泉施設をご利用できます。受付で身分証明書を提示してください。

○利用料金

区　　分	市内居住者	市外居住者
一　　般	490円	620円
60歳以上の方	240円	490円
障がい者	120円	240円
小・中学生	240円	310円
回　数　券	11枚つづり（10枚分の料金）	

○開館時間

３月～10月・・・午前10時～午後５時

11月～２月・・・午前10時～午後４時

○休館日

毎月１日、毎週水曜日、12月29日～１月３日

○所在地

岐阜市三田洞222



★問い合わせ先　三田洞神仏温泉　電話２３７－３７３４

令和８年度　高齢者福祉施設の講座

開催期間＝４月～来年３月（☆の講座は６月まで、★の講座は９月まで）

（１）受 講 料　　無料（教材費などは自己負担。三田洞神仏温泉は別途入館料必要。詳細については各老人福祉センター等・三田洞神仏温泉へお尋ねください。）

（２）申込方法　ア 郵送の場合

往復はがき（１講座につき１枚使用。１枚で複数講座、複数人の応募はできません。）に、

①希望講座名、②過去の受講回数、③郵便番号・住所、
④氏名（ふりがな）、⑤年齢、⑥電話番号

を記入し各老人福祉センター等・三田洞神仏温泉へ郵送。

なお、返信用はがきに郵便番号・住所、氏名を記入してください。

イ 老人福祉センター等・三田洞神仏温泉窓口受付の場合

返信用はがき（郵便番号・住所、氏名を記入）を持参の上、窓口で申込票に記入。

（３）申込締切　　毎年３月中旬（前後期のものは９月中旬）を期限に、ご案内しています。

（４）そ の 他　　申込者多数の場合は、受講回数の少ない人を優先して抽選。

受講の可否と初回講座の案内は、各老人福祉センター等・三田洞神仏温泉からはがきでお知らせします。

※なお、短期講座や、後期のみの講座も随時広報ぎふにて募集しています。詳しくは広報ぎふをご覧ください。

（５）開催期間　　４月～翌年３月（ただし、以下の表の★の講座は４月～９月まで）

和楽園（〒500−8114 金竜町５−10−３　☎２４６−４１０１）
受付：日曜日を除く午前９時～午後５時

講　座　名	期　日		時　間	定員	教　材　費　な　ど
水彩画	月	第２・４	10:00～11:30	30	実費(題材は各自で用意)
童謡唱歌①		第２・４	13:00～14:20	30	初回者のみテキスト代1,760円程度
童謡唱歌②		第２・４	14:30～15:50	30	※童謡唱歌の申込は１つのみ
超初心者マージャン	火	第１・３	10:00～11:30	16	教材・コピー代300円程度
書道		第１・３	13:30～15:00	15	実費
ヨーガ		第２・４	10:00～11:30	25	初回者のみテキスト代2,475円程度
盛花(専正池坊)	水	第１・３	９:30～10:20	15	生花代 毎回1,100円、
フラワーアレンジメント(専正池坊)		第１・３	10:35～11:30	15	正月花は実費
太極拳		第１・３	13:30～15:00	30	
詩吟		第２・４	10:00～11:30	15	教本代300円程度
すこやか体操①		第２・４	13:30～14:40	30	※すこやか体操の申込は
すこやか体操②		第２・４	14:50～16:00	30	１つのみ
歌謡	木	第１・３	13:30～15:00	30	教材・コピー代200円程度
リズム健康体操		第２・４	13:30～15:00	30	
囲碁	金	第１・３	13:30～15:00	15	
３Ｂ体操		第２・４	10:00～11:30	30	教材費等100円程度
俳句		第２・４	13:30～15:00	15	教材費等400円程度

西部福祉会館（〒500−8362 西荘２−11−23　☎２５３−５１２１）
受付：日曜日を除く午前９時～午後５時

講座名	期日		時間	定員	教材費など
３Ｂ体操１	月	第１・３	13:30～14:20	15	1,000円程度
３Ｂ体操２		第１・３	14:30～15:20	15	※３Ｂ体操の申込は１つのみ
書道		第２・４	10:00～11:30	20	実費（手本代）
華道（池坊）		第２・４	13:30～15:00	15	生花代 毎回1,430円、正月花は実費
川柳	火	第１・３	13:30～15:00	14	2,000円程度
健康笑いヨガ		第２・４	13:30～15:00	16	※ヨーガの申込は１つのみ
楽楽ヨーガ		第２・４	10:00～11:30	17	
すこやかヨーガ	水	第２・４	10:00～11:30	17	
絵手紙		第３	13:30～15:00	20	実費 一式注文の場合10,300円程度
歌謡（演歌）	木	第１・３	13:30～15:00	24	1,000円程度
歴史物語		第２	13:30～15:00	24	800円程度
初心者スマホ塾		4/9・4/23・4/30・5/14・5/28・6/11	10:00～11:30	10	1,300円程度、Android対象 ※スマートフォンを持参
小筆字	金	第２・４	10:00～11:30	20	実費（手本代）
詩吟（照風流）		第２・４	13:30～15:00	12	500円程度
３Ｂ体操３	土	第１・３	13:30～14:20	15	1,000円程度 ※３Ｂ体操の申込は１つのみ

三楽園（〒501−2512 北野東827　☎２２９−５０６８）
受付：日曜日を除く午前９時～午後５時

講座名	期日		時間	定員	教材費など
ヨーガ	月	第１・３	9:30～11:00	35	
華道（池坊）		第１・３	13:30～15:00	20	生花代 毎回1,100円程度
童謡・愛唱歌	水	第１・３	9:30～11:00	40	500円程度
茶道（裏千家）		第２または第４	13:00～15:30	10	毎回300円程度
リズム健康体操	金	第１・３	9:30～11:00	35	
さわやか体操		第２	9:30～11:00	35	

柳津高齢者福祉センター（〒501−6115 柳津町丸野１−34　☎３８７−１３３３）
受付：日曜日を除く午前９時～午後５時

講座名	期日		時間	定員	教材費など
太極拳	火	第１・３	13:30～15:00	15	
フラダンス		第２・４	10:00～11:30	20	ＣＤ代実費（希望者）
歌謡		第２・４	13:30～15:00	15	初回時にテキスト代1,000円程度
楽らく体操①	水	第１・３	9:30～10:30	15	※楽らく体操の申込は１つのみ
楽らく体操②		第１・３	10:45～11:45	15	
書道		第１・３	13:30～15:00	15	初回時に用具の注文可 手本代１回50円
華道（池坊）①		第２・４	13:00～14:00	10	生花代 毎回1,200円程度 クリスマス花、正月花は未定 ※華道の申込は１つのみ
華道（池坊）②		第２・４	14:00～15:00	10	
岐阜の雑学あれこれ	木	第２	10:00～11:30	15	
季節のヨガ		第２	13:30～14:30	10	ヨガマットは各自で用意
己書		第３	10:00～11:30	15	材料代 毎回500円、筆の無い方は初回時に筆代1,600円

みやこ老人センター（〒500−8309 都通２−23　☎２５２−４７３８）
受付：日曜日を除く午前９時～午後５時

講　座　名	期　日		時　間	定員	教　材　費　な　ど
すこやか体操	月	第１・３	13:30～15:00	32	※１
楽しく美文字(ボールペン字)		第１・３	13:30～15:00	20	手本・台紙代等2,600円、初回者は別途ボールペン・下敷代400円
デッサン・水彩画入門		第１・３	13:30～15:00	16	
川柳		第４	13:30～15:00	14	1,000円
クラフトテープで作る身近な小物☆		第１・２・３・４	10:00～11:30	10	500円
スマホ教室　アンドロイド編☆(入門から活用まで)		第１・２・３・４	10:00～11:30	10	1,300円
らくらくピアノ①(楽しみながら指運動)	火	第１	10:00～11:30	10	初回者のみテキスト代1,650円 ※ピアノの申込は１つのみ
らくらくピアノ②(楽しみながら指運動)		第３	10:00～11:30	10	
コーラス(入門)		第１・３	13:30～15:00	30	初回者のみテキスト代1,650円 ※２
コーラス		第２・４	13:30～15:00	30	初回者のみテキスト代2,750円 ※２
岐阜の歴史		第２	10:00～11:30	20	1,000円
はじめての鍵針で編む身近な小物	水	第１	10:00～11:30	8	2,000円
わた絵		第１	13:30～15:00	8	350円／１回
茶道(裏千家)		第１・３	９:30～11:30	12	２か月3,000円 ※椅子点前あり
初級の英会話		第１・３	10:00～11:30	28	Ｒ７受講者1,000円、それ以外の受講者1,500円
水墨画		第１・３	13:30～15:00	20	一式注文の場合3,000円程度、手本代1,200円
楽しくはじめよう中国語		第２	13:30～15:00	14	テキスト代2,000円程度
楽しい朗読・群読★		第２	10:00～11:30	20	300円
ひざこし元気関節トレーニング★		第２・４	13:30～15:00	20	
脳と身体のメンテナンス	木	第１・３	10:00～11:30	28	※１
絵手紙		第３	10:00～11:30	32	一式注文の場合4,200円程度、手本代別途
ギターで奏でる昭和		5/21・9/17・11/19・2/18	10:00～11:00	20	350円
リラックスヨガ★		第１・３	13:30～15:00	12	
やさしい折り紙と小物作り★		第１	10:00～11:30	16	600円
ネットで編みつけるバッグ		第２	10:00～11:30	8	3,500円
笑いの認知症予防ゲーム		第３	10:00～11:30	16	
はじめての尺八★	金	第１	13:30～15:00	10	塩ビ管2,000円(お持ちでない方)教本代1,000円
楽らく体操		第１・３	10:00～11:30	32	※１
愉しく健康太極拳・初級(楊名時)		第１・３	13:30～15:00	24	初回者のみ120円
書道		第１・３	13:30～15:00	20	一式注文の場合5,000円程度（手持ちの物でも可)、手本代１回50円
古典を楽しむ		第２・４	13:30～15:00	28	2,400円
初歩の篆刻(はんこ作り)		第４	13:30～15:00	10	道具購入の場合は初回注文テキスト代200円
気楽にはじめる長唄☆		第２・４	13:30～15:00	14	300円

※１　すこやか体操、脳と身体のメンテナンス、楽らく体操の申込は１つのみ
※２　コーラスの申込は１つのみ

高齢者福祉会館 ふれあいの館「白山」

（〒500−8309 鶴田町３－７－４　☎２４０−１２４５）

受付：土・日曜日を除く午前９時～午後５時　　※白山公民館ではありません

講　座　名	期　日		時　間	定員	教　材　費　な　ど
趣味のクラフト教室	月	第１・３	13:30～15:30	15	木工ボンドと30㎝物差しまたはメジャーと洗濯ばさみ10個とハサミ持参
野菜づくり＆健康づくり		第４	10:00～11:30	なし	
元気になる笑いヨガ	火	第１・３	10:00～11:00	30	飲み物持参
デッサン教室(初歩)		第２・４	10:00～11:30	20	鉛筆、画用紙、ねり消しゴム、描きたい物を持参
笑筋トレ	水	第１・３	13:30～15:00	20	動きやすい服
初級英会話クラス		第２・４	10:00～11:30	15	教科書代実費、筆記用具持参
超初心者マージャン講座		第１・３	９:30～11:30	16	
詩吟で活き活き		第２	13:00～15:00	10	筆記用具、メモ用紙持参
花くらぶシルバー		第４	13:00～15:00	10	花材費実費、ハサミ、袋を持参
健康マージャン講座中級	木	第１・３	10:00～12:00	20	筆記用具持参
やさしい手話		第１・３	10:00～11:30	20	
己書		第１・３	13:30～15:00	10	筆ペン持参、教材費2,200円
小物づくり		第１・４	13:30～15:00	20	材料費400円、裁縫用具一式持参
Androidスマホの上手な使い方講座		第２・４	10:00～11:30	10	筆記用具、スマートフォン持参
太極拳講座	金	第１・３	10:00～11:30	18	上履き、飲み物持参
英語俳句の会		第３	10:00～11:30	10	ノート、筆記用具、和英辞典(電子辞書推奨)持参
おんさい案内人と歴史を楽しもう		第４	13:30～14:30	20	筆記用具持参

友楽園（〒500−8804 京町１－64　☎２６３−６７６７）

受付：日曜日を除く午前９時～午後５時

講　座　名	期　日		時　間	定員	教　材　費　な　ど
絵手紙	月	第２・４	10:00～11:30	22	材料費実費
デッサン		第２・４	13:30～15:00	16	
麻雀(入門者)	火	第１・３	10:00～11:30	15	資料代200円
麻雀(経験者)		第１・３	13:30～15:00	15	※麻雀の申込は１つのみ
初心者の囲碁		第１・３	10:00～11:30	18	資料代1,000円、初心者はテキスト代600円
水墨画		第２・４	13:30～15:00	22	手本代1,000円
押し花	水	第１	10:00～11:30	22	押し花等材料費実費
リズム＆ストレッチ１(ゆっくり)		第１・３	13:30～14:25	16	リズム＆ストレッチの申込は１つのみ
リズム＆ストレッチ２(リズム体操)		第１・３	14:35～15:30	16	
ウッドバーニング(木版焦がし絵)	木	第１・３	10:00～11:30	22	道具(貸与)、実費(木等の材料費)
短歌		第１・３	13:30～15:00	22	資料代1,000円
歌謡		第２・４	10:00～11:30	30	資料代700円
楊名時太極拳		第２・４	13:30～15:00	22	
水彩画	金	第１・３	10:00～11:30	22	
書道		第１・３	13:30～15:00	22	手本代実費
ヨーガ		第２・４	10:00～11:30	22	初回者のみテキスト代2,475円
舞踊		第２・４	13:30～15:00	20	
俳句	土	第１・４	13:30～15:00	22	資料代500円

三田洞神仏温泉（〒502−0004 三田洞222　☎２３７−３７３４）
受付：３月１日(日)と水曜日を除く午前10時～午後５時（２月中は午前10時～午後４時）

講　座　名	期　日		時　間	定員	教　材　費　な　ど
ヨガ①	月	第１・３	10:10～10:55	10	※ヨガ講座の申込は１つのみ
ヨガ②		第１・３	11:00～11:45	10	
ヨガ③		第２・４	10:10～10:55	10	
ヨガ④		第２・４	11:00～11:45	10	
大人になってから始める いきいきピアノ		第１・３	13:00～14:00	10	毎回1,500円程度 ※お持ちの人はキーボード持参
童謡と唱歌を歌う会	火	第２・４	11:00～12:00	15	毎月500円程度
ちりめん細工	木	第１・３	10:15～12:15	15	毎月3,500円程度、裁縫道具持参
神仏健康体操		第１・３	14:45～15:45	10	毎月1,000円程度、動ける服装

中山道加納宿まちづくり交流センター
（〒500−8474 加納本町１−16−１　☎０８０−２６４０−５１８３）
受付：火曜日～金曜日の午前９時～午後４時

講　座　名	期　日		時　間	定員	教　材　費　な　ど
書道	火	第１・３	10:00～11:30	15	実費
囲碁		第１・３	13:30～15:00	15	教材費500円
詩吟(岳風会)		第２・４	10:00～11:30	15	教材費300円
茶道(表千家)		第２・４	13:30～15:00	15	前・後期各6,500円(茶、菓子代)
水墨画	水	第１・３	10:00～11:30	15	教材費1,000円
華道(池坊)		第１・３	13:30～15:00	15	前期10,000円・後期9,000円 ・正月花別
楊名時太極拳		第２・４	10:00～11:30	15	
手編み	木	第１・３	10:00～11:30	15	実費
木彫り		第１・３	13:30～15:00	15	実費
歌謡		第２・４	13:30～15:00	15	教材費(3,000円まで)
たのしいコーラス	金	第１・３	13:30～15:00	15	教材費1,500～3,000円

シルバー人材センター

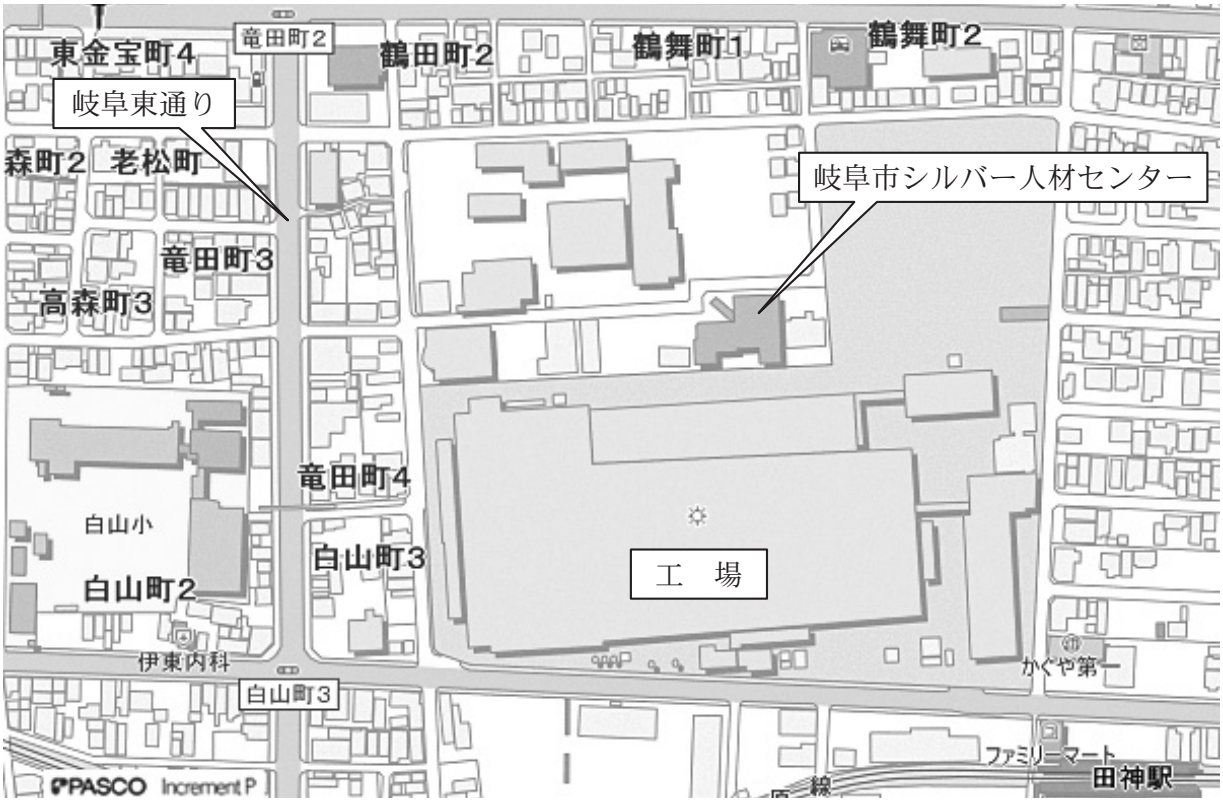
豊かな経験や知識を持つ高齢者で組織され、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業をとおして生きがいの充実、社会参加の推進を図り、地域社会に貢献することを目的としています。

○入会できる方

岐阜市内にお住まいで、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方。

○仕事の内容

（1）サービス分野…訪問介護を含めた家事援助サービスや、観光ガイドなど
（2）事務分野…受付事務、パソコンを使用した事務・賞状・あて名書き、作業など
（3）屋内外の軽作業…屋内外の清掃、除草など
（4）管理分野…施設、駐車場・駐輪場の管理など（警備業務を除く）
（5）技術を必要とする分野…庭木の手入れ、ＩＴ通信関連作業など
（6）その他…チラシの配布、手作り小物販売、野菜販売など
（7）派遣業務…受付・案内業務、運転業務、店内業務、保育、介護施設での補助業務など



★問い合わせ先　公益社団法人 岐阜市シルバー人材センター
岐阜市鶴田町３－７－４
ふれあいの館(白山)内　電話２４０－１２４５

高齢者大学

○参加できる方

60歳以上の方が参加できます。

受講者定員を超えると、抽選になります。

○申込み方法

１．オンラインによる申請。

２．はがきに、郵便番号・住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号を記入して高齢福祉課へ郵送。

３．２と同一の内容を高齢福祉課窓口にて記入。

詳しくは「広報ぎふ」でご案内します。

【セカンドライフ講座】

新たな興味関心を発見し、楽しみ続けられ、同じ趣味の人とつながることができるセカンドライフを実現するため、既存の高齢者のイメージに捉われない多様性の時代に合ったeスポーツ講座を開催します。

参考：昨年度（令和７年度）の講座

第１回	太鼓の達人
第２回	ぷよぷよ
第３回	スペースインベーダー

【スマートフォン教室】

カメラ・地図アプリの使い方、LINEの基礎など、スマートフォンの基本を学びます。１講座150分です。（個別相談会含む）

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４−２１７３（直通）

シルバーカード交付事業

市内の文化施設等を無料、または割引料金で利用できるカードです。
らくらくおでかけパス（14ページ）はシルバーカードとしてもご利用できます。

○利用できる方

70歳以上の方です。

○利用方法

施設に入場の際、提示してください。

○発行料金

発行・再発行は無料です。

○申込み方法

申し込みは不要です。70歳になる誕生月の前月末にお送りしています。
70歳の誕生日からご利用できます。
※高齢者ふれあい入浴事業は別途手続きが必要となります。

○再発行の方法

高齢福祉課・各事務所・各保健センター・福祉事務所柳津分室で再交付申請を受け付けます。

○転出等でシルバーカードがいらなくなった場合

高齢福祉課へ返還が可能です。返還届等の届出書は不要です。
（自身で破棄していただいても構いません。）

○利用できる施設

（1）無料利用施設

ア　岐阜市歴史博物館（常設展のみ）
イ　加藤栄三・東一記念美術館
ウ　岐阜市科学館
エ　ドリームシアター岐阜（団体使用を除く）
オ　岐阜城
カ　岐阜市体育館（個人使用の施設のみ）
キ　岐阜市民プール

（2）割引利用施設

ア　金華山ロープウェー（往復／片道　1,300円 ➡ 900円／800円 ➡ 500円）
イ　岐阜公園来園者休憩所（立札茶席600円 ➡ 550円）
ウ　岐阜大仏（300円 ➡ 250円）
エ　美術館・三甲（1,200円 ➡ 1,000円）
オ　プラザ掛洞温水プール・浴場（各490円 ➡ 各240円）
カ　リフレ芥見歩行浴プール棟（240円 ➡ 120円）

キ　市内公衆浴場（毎月１、15日　半額）
※浴場利用の場合は、番号付シルバーカードの提示が必要

シルバーカード見本



★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４−２１７３（直通）

高齢者ふれあい入浴事業

毎月２回１・15日に市内公衆浴場が半額で利用できます。ただし、番号付シルバーカードを提示する必要があります。番号付シルバーカードとは、シルバーカード（12ページ）に入浴利用番号が付番されたものです。

○利用できる方

70歳以上の方です。

○申込み方法

高齢福祉課・各事務所・各保健センター・福祉事務所柳津分室で申し込めます。

○利用方法

公衆浴場に入場の際に番号付シルバーカードを提示し、受付簿に番号を記入してから、半額料金を支払ってご利用ください。

○発行料金

発行・再発行は無料です。

○転出等で番号付シルバーカードがいらなくなった場合

高齢福祉課へ返還が可能です。返還届等の届出書は不要です。

（自身で破棄していただいても構いません。）

○利用できる施設

名　称	所在地	営業時間
	電話番号	定休日
公園の湯	木挽町37	16時～21時半
	264-2387	木曜日
のはら湯	三番町13	10時～23時（日曜日以外） ８時45分～23時（日曜日）
	262-3112	１月１日
ゆのヤマヨ	南本荘一条通15	14時～23時
	272-2550	火曜日
かぎや温泉	徹明通８丁目９－２	14時半～22時
	251-9844	月曜日・第４火曜日
松乃湯	加納城南通２丁目２	14時～22時
	273-7322	月曜日

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４－２１７３（直通）

らくらくおでかけパス発行事業

岐阜バスの運行する路線（高速バス等一部路線を除く）と市内コミュニティバスを２割引で乗車できる特典の付いたカードです。

○利用できる方

70歳以上の方です。

○申込み方法

70歳になる誕生月の前月にらくらくおでかけパス引換券をお送りしています。
下記持ち物をお持ちいただき、らくらくおでかけパスの発行を受けてください。
※令和９年３月19日までは岐阜市役所６階で引き換えを行います。
令和９年３月23日以降は市内岐阜バス営業所・案内所で引き換えを行います。

○持ち物

本人確認ができるもの（マイナンバーカード等）、らくらくおでかけパス引換券、manaca（お持ちの方）、現金1,500円（デポジット（預り金）500円＋利用可能額1,000円）
※らくらくおでかけパスとして使えるmanacaをお持ちの方は現金1,500円が不要となる場合があります。

市内岐阜バス営業所・案内所
・岐阜バスターミナル　266−8822
（岐阜バス定期バス案内所）
・岐阜バスJR岐阜案内所
・岐阜西営業所　279−3621
・柿ヶ瀬営業所　293−5122

○再発行の方法

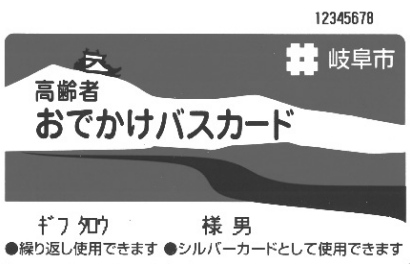
岐阜バス営業所・案内所で再発行申請を受け付けます。
詳しくは岐阜バスまでお問い合わせください。

○転出等でらくらくおでかけパスがいらなくなった場合

岐阜バス営業所・案内所で手続きを行ってください。
カードに残高がある場合は払い戻しを受けることができます。
※下記のおでかけバスカード（旧カード）をお持ちで、カードに残高（ご自身でチャージした金額に限る）があるときは、市役所６階（令和９年３月19日まで）または岐阜バス営業所・案内所で払戻しを受けてください。なお、払戻し手数料について、市役所６階は無料、岐阜バス営業所・案内所は、令和８年12月31日までは210円必要、令和９年１月１日～令和９年12月31日までは無料、令和10年１月１日以降は払戻しができません。岐阜バスにお問い合わせください。カードに残額がないときは、高齢福祉課・各事務所窓口へ返還してください。

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４−２１７３（直通）

おでかけバスカード（旧カード）見本



らくらくおでかけパス（新カード）見本



各種敬老事業

●100歳祝品贈呈事業

その年度に100歳を迎える方へお祝いの品を贈ります。

●90歳祝品贈呈事業

その年に90歳を迎える方へお祝いの品を贈ります。

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４−２１７３（直通）

全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者激励金支給事業

「ねんりんピック」は、全国健康福祉祭の愛称で、60歳以上の方々を中心に、あらゆる世代の方たちが楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典です。

昭和63（1988）年に第１回大会が開催されて以来、毎年開催されています。

令和８年（第38回大会）	11月７日～11月10日	埼玉大会

○大会に参加できる方

公益財団法人 岐阜県教育文化財団が選出した岐阜県代表選手

○激励金支給対象者

岐阜市出身の選手

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４−２１７３（直通）

介護予防・家族介護教室事業

高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした老後の生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室などを実施します。

○参加資格

要介護者を除く岐阜市内在住の65歳以上の方。

（家族介護教室のみ、65歳以上の方を介護している家族及び地域において65歳以上の方の見守りその他の支援を行っている方）

○費用の負担

材料費等の実費負担。

○開催場所

岐阜市民福祉活動センター及び地域の自治公民館等。

○申込み先

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会。

◆転倒予防教室◆

○目的

運動器機能向上のための教室です。

スポーツやゲームを楽しみながら、身体を動かし、自然に足腰の筋力を鍛え、バランス感覚を養うことで、転倒しにくい身体を作ります。

○内容

スカットボール、筋トレ体操、チェアエクササイズ、フラダンスなど。

◆認知症介護教室◆

○目的

脳トレーニングを中心とした教室です。

昔懐かしい歌を楽しんだり、室内レク、ボードゲーム等で脳の活性化を図ります。

○内容

音楽療法、回想法、間違い探し、手遊び、指遊びなど。

◆ＩＡＤＬ訓練事業◆

○目的

日常生活関連動作の訓練のための教室です。

折り紙やタオルなどを使った小物作りで指先を使ったり、料理・お菓子作りなどで、手順を考える・覚えるなど日常生活関連動作の訓練を行ったりします。

○内容

折り紙、手芸、料理、お菓子作り、健康講話、バルーンアートなど。

◆家族介護教室◆

○目的

家族介護者や、地域での見守り等の支援者が適切に介護を行うための知識、技術を習得できるように家族介護教室を開催し、家族の身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の支援を図ります。

○内容

適切に介護を行うための方法・知識・技術を学び、介護者の健康づくり・リフレッシュの場を提供します。

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４−２１７３（直通）
社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会　電話２５５−５５１１

地域安全推進事業

◆地域安全推進出前講座◆

高齢者の皆さんを対象に、地域安全推進の出前講座を行っています。

寸劇や、ゲーム、腹話術などをとおして、「特殊詐欺防止」「交通マナーとルール」について楽しく理解していただける講座です。

老人クラブやサークル活動の集まりなどの際にご利用ください。

○申込み方法

下記問い合わせ先まで電話予約の上、申し込んでください。

★問い合わせ先　危機管理部 地域安全推進課 地域支援係　電話２１４−４９６４（直通）

◆高齢者等運転免許証自主返納支援事業◆

有効期限内の運転免許証を自主返納（運転免許証の取消し手続き）された方は、①から③のうち、いずれかの支援を受けることができます。（１回限り）

①ＩＣカード乗車券「マナカ」新規交付（利用額2,500円＋デポジット（預り金）500円）
②お手持ちの「マナカ」（「らくらくおでかけパス」含む）へのチャージ（3,000円分）
③昼得きっぷ〔紙（スクラッチ式乗車券）〕の交付（3,000円分（500円×６枚））
※②、③は岐阜バスの窓口でお手続きをお願いします。

○対象者

岐阜市の住民基本台帳に記録されている方で、次のいずれかに該当する方。

（１）65歳以上の人で平成21年４月１日以降に自主返納を行った方
（２）視覚障がい、聴覚障がいその他心身の都合により平成21年４月１日以降に自主返納を行った方

○申請方法

市民課・各事務所まで申請してください。

★問い合わせ先　危機管理部 地域安全推進課 地域支援係　電話２１４−４９６４（直通）

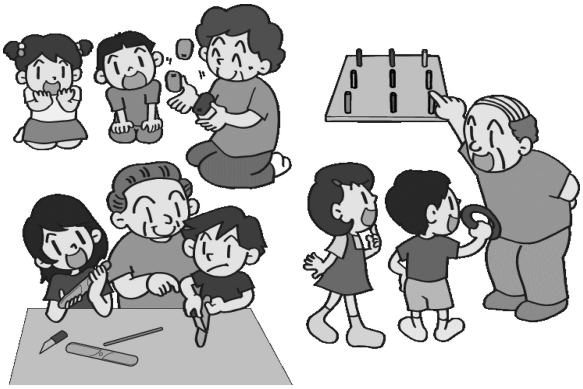
老人クラブ（清流クラブ岐阜）

地域の人が集まって活動する会員組織の団体です。岐阜市には270のクラブ、約１万３千人の会員が活動しています。（令和８年７月１日現在）

○活動内容

会員の意見に基づき、「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」の総合的で、かつ、均衡のとれた活動展開を図り、また、小グループ活動や世代交流、地域の諸団体との共同事業等、多様な活動をしています。

○入会するメリット



①地域に新しい仲間ができます。
②健康の保持・増進につながります。
③知識や経験を生かした新しい能力の発揮ができます。
④社会活動への参画と貢献ができます。
⑤心の安らぎ、充実感が得られます。

○入会できる方

おおむね60歳以上の方です。

○会費

各地域老人クラブで異なりますが、月に100円か200円程度です。

○入会の方法

清流クラブ岐阜（岐阜市老人クラブ連合会）にお問い合わせいただければ、地域の老人クラブをご紹介します。

○主な行事

①高齢者スポーツ教室

各地区単位でフォークダンスや健康体操など気軽に参加できる種目を用意しています。指導には、岐阜市のレクリエーション協会の方などがあたります。

②高齢者スポーツ活動促進事業

市内５ブロック別に、ペタンク大会やグラウンド・ゴルフ大会などを実施します。

③高齢者体育大会

毎年10月頃、岐阜メモリアルセンターで市内の会員が一堂に会し開催しています。対抗戦形式で競います。

※種目例：レクダンス、ボール体操、玉入れなど

④友愛チーム・高齢者ふれあい訪問事業

寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者などに対し、高齢者同士で助け合い、地域社会の中で活躍しています。

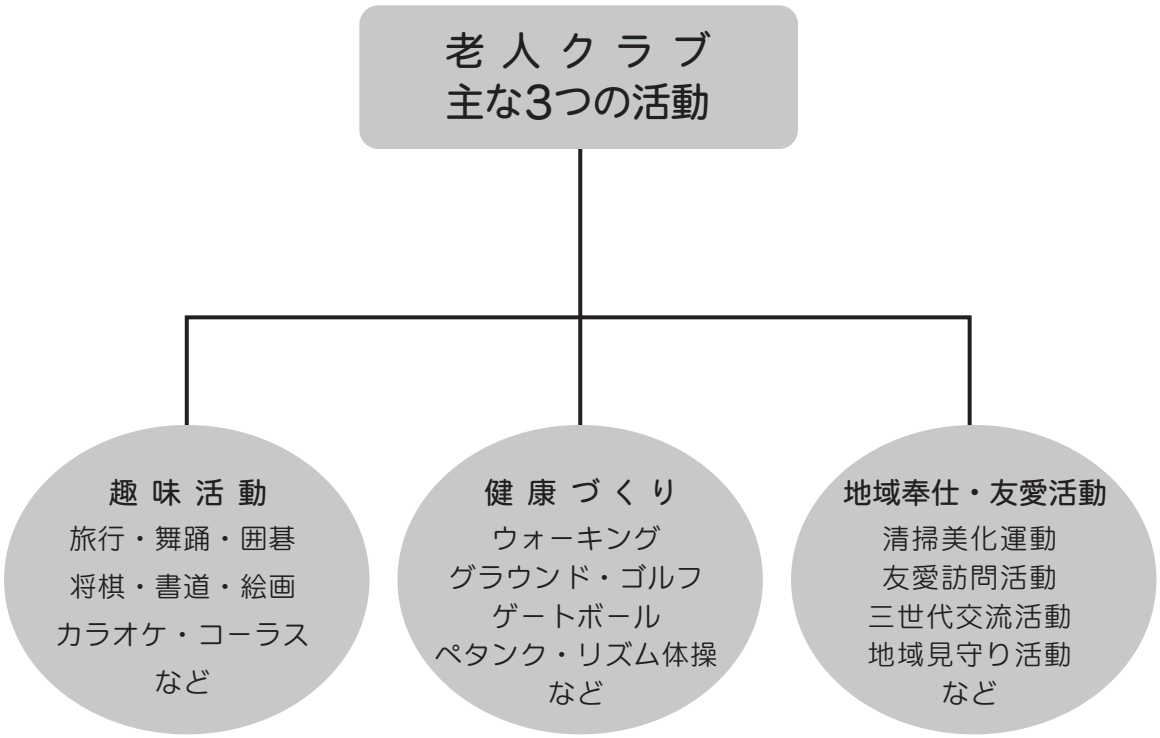
⑤三世代交流促進事業

老人クラブ、地域の各種団体、学校などの協力を得て、三世代（子ども・親・祖父母）の交流の場となるスポーツ教室、文化活動を実施しています。

⑥高齢者福祉大会

高齢者相互の理解を深め、地域福祉の向上をめざして開催しています。

《活動のイメージ》



★問い合わせ先　清流クラブ岐阜（岐阜市老人クラブ連合会）
岐阜市都通２丁目２番地　電話２５２−６６９３

2　介護をできるだけ必要としないために

介護予防・日常生活支援総合事業

多様な社会資源の活用を図りながら、要支援者や要支援等になるおそれの高い高齢者に、介護予防サービスや配食などの生活支援サービスを総合的に提供する事業です。

○目的

心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような環境を整え、効果的かつ効率的な支援等を行うことを目指す事業です。

○内容

Ⅰ．介護予防・生活支援サービス事業

A 訪問型サービス

①訪問介護（これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス）

訪問介護員による身体介護や生活援助を受けることができます。

②基準緩和型訪問介護サービス（現行の指定基準等を緩和した事業所等から提供されるサービス）

生活援助として掃除や洗濯、調理など日常生活に必要なサービスを受けることができます。

③短期集中型サービス（約３か月間）

うつ、認知症、閉じこもりなどの状態により、通所型サービスへの参加が困難な場合、地域包括支援センターの保健師等による日常生活上の相談または指導を受けることができます。（まめかな訪問事業）

④住民主体型訪問サービス

ＮＰＯ・住民団体等により、日常生活支援のサービスを受けることができます。

B 通所型サービス

①通所介護（これまでの介護予防通所介護に相当するサービス）

指定通所介護事業所等で、入浴や食事サービスの提供、生活機能向上のためのサービスを受けることができます。

②基準緩和型デイサービス（現行の指定基準等を緩和した事業所等から提供されるサービス）

指定通所介護事業所等で、入浴や送迎の有無を選択して、①通所介護に準じたサービスを受けることができます。

③住民主体型デイサービス・認知症カフェ

ＮＰＯ・住民団体等により、高齢者の閉じこもりを予防し、地域において高齢者の自立した生活を支援するための「気軽に集える場」を提供します。

④短期集中型サービス（約３か月間）

専門職が指導する「生活機能を改善するためのプログラム」に参加できます。（運動器機能向上事業、口腔機能向上事業、認知症予防事業）

C その他生活支援サービス

①栄養改善配食サービス（28ページ）

介護予防ケアマネジメント

介護予防サービスや総合事業によるサービスなどを適切に提供できるよう、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所のケアマネジャーがサービス計画の作成やサービス提供事業所との調整等を行います。

〈対象者〉

・要支援認定を受けた方

・基本チェックリスト該当者である第１号被保険者

※「基本チェックリスト該当者」とは、年齢とともに現れる心身の衰え（生活機能の低下）の有無を確認する基本チェックリストの結果に基づき、介護予防の必要があると判断された方

基本チェックリストによる利用の手続き

①相談（市役所介護保険課・各地域の地域包括支援センター等にて受付）

⇩

②基本チェックリストの実施

⇩

③サービス事業対象者として被保険者証の発行（対象の場合）

⇩

④サービス利用計画についての相談・調整

⇩

⑤サービス計画作成

⇩

⑥サービス開始

★問い合わせ先

・訪問介護、基準緩和型訪問介護サービス、通所介護、基準緩和型デイサービス
介護保険課 支援係　電話２１４−２０９３（直通）
介護保険課 給付係　電話２１４−２０９２（直通）

・住民主体型サービス、栄養改善配食サービス
高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

・短期集中型サービス
高齢福祉課 地域包括支援係　電話２１４−２０９０（直通）
地域を担当する地域包括支援センター（77ページ）

・介護予防ケアマネジメント（基本チェックリスト）
介護保険課 介護認定係　電話２１４−２０８９（直通）
介護保険課 給付係　　電話２１４−２０９２（直通）
地域を担当する地域包括支援センター（77ページ）

Ⅱ．一般介護予防事業

一般介護予防事業とは、活動的な状況にある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取組を行う介護予防事業です。

・介護予防把握事業
閉じこもり等の要支援者を把握した場合、介護予防活動へつなげます。

・介護予防普及啓発事業
介護予防活動の普及・啓発を行います。
例）運動を通じたフレイル予防（いきいき筋トレ体操の普及啓発）
いきいきシニア食生活支援事業（男性料理教室等）
低栄養予防普及啓発
介護予防健康セミナー
（専門職と連携しフレイル予防、及び介護予防等に関する情報発信）等

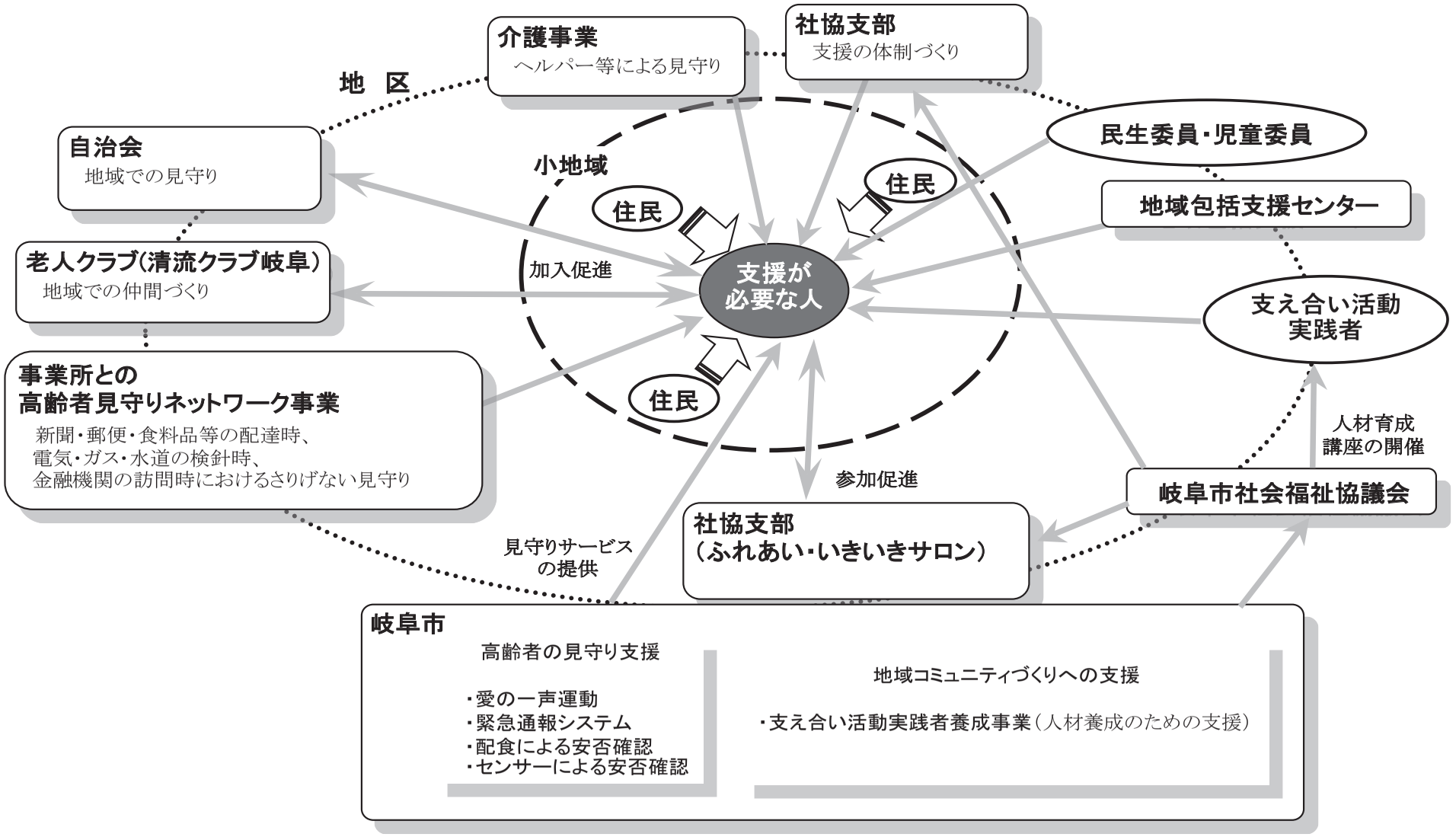
・地域介護予防活動支援事業
地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
例）いきいき筋トレサポーター養成講座

○対象者
65歳以上の方及びその支援のための活動に携わる方。

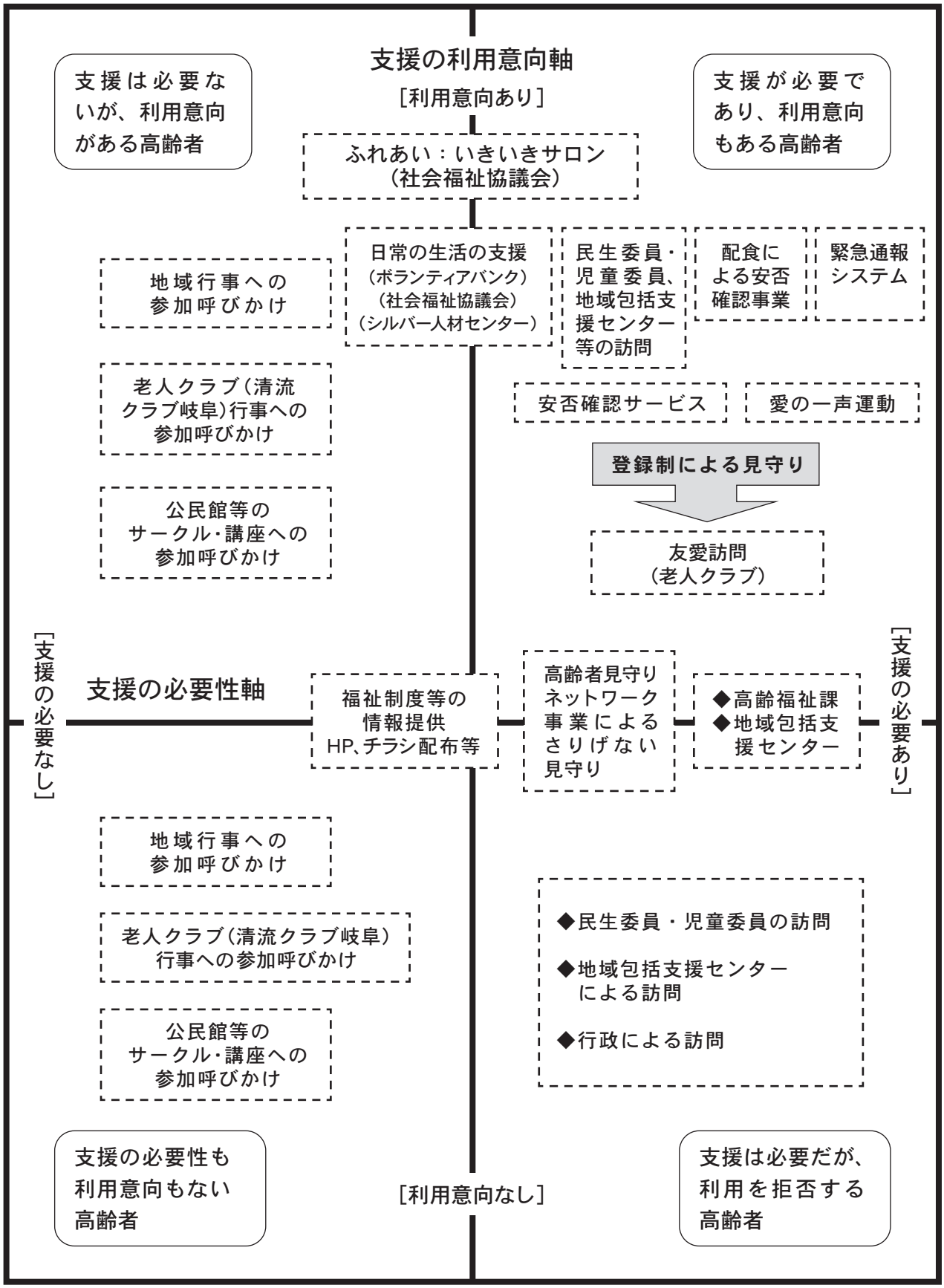
★問い合わせ先
高齢福祉課 地域包括支援係　電話２１４−２０９０（直通）
中保健センター　電話２１４−６６３０（直通）：フレイル予防や介護予防健康セミナー等
南保健センター　電話２７１−８０１０（直通）：同上
北保健センター　電話２３２−７６８１（直通）：同上
健康づくり課　　電話２５２−７１８０（直通）：食生活・低栄養予防等

３　生活支援サービスを利用したい

高齢者の孤立防止のための見守りイメージ



高齢者の見守り等支援の利用意向の有無と活動の現状のイメージ



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの身近な総合相談窓口です。

介護や認知症、健康づくり、福祉サービスの利用、権利擁護など、高齢者の生活に関するさまざまな相談に応じています。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門職が連携し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

○主な業務内容

（1）高齢者やその家族に関する総合相談
（2）高齢者の実態把握
（3）高齢者虐待の防止・対応
（4）消費者被害の防止
（5）認知症支援に関する相談・支援
（6）成年後見制度の活用など権利擁護の支援
（7）地域ケア会議の開催や地域のネットワークづくり
（8）介護予防ケアプランの作成
（9）介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援
(10) 健康づくりや介護予防・重度化防止の取組
(10) 介護・福祉サービス利用に関する支援
(10) その他、高齢者の自立した生活を支えるための支援

○開所時間

月曜日から土曜日までの午前９時～午後５時
（開所時間外の緊急相談については、転送電話で対応しています。）

○休日

日曜日、祝日、12月29日から翌年１月３日まで

○利用料

無料

○所在地

市内計19か所（77ページ参照）

★問い合わせ先　高齢福祉課 地域包括支援係
電話２１４－２０９０（直通）



配食による安否確認事業

在宅生活において、食事の準備が困難で日々の見守りが必要な高齢者に、栄養バランスのとれた食事を届け、利用者の安否を確認します。

○利用できる方

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方で、食事の準備が困難であり、食の確保及び定期的な安否確認が必要で、この事業の対象者として適当と認められた方。

○サービスの内容

在宅生活する高齢者に、希望の曜日の昼食時と夕食時に、栄養のバランスのとれた食事を届けて安否を確認します。

○費用（一食につき）

種　　別	昼	夜
普通食	400円～520円	480円～620円
特別食（生活習慣病に配慮したもの）	550円～650円	

※特別食については、生活習慣病に配慮したものになっていますが治療食ではありません。一部対応できない業者があります。

※きざみ食・おかゆが提供できる業者があります。

※料金は一食ごとに配達時に支払うことを原則とします。

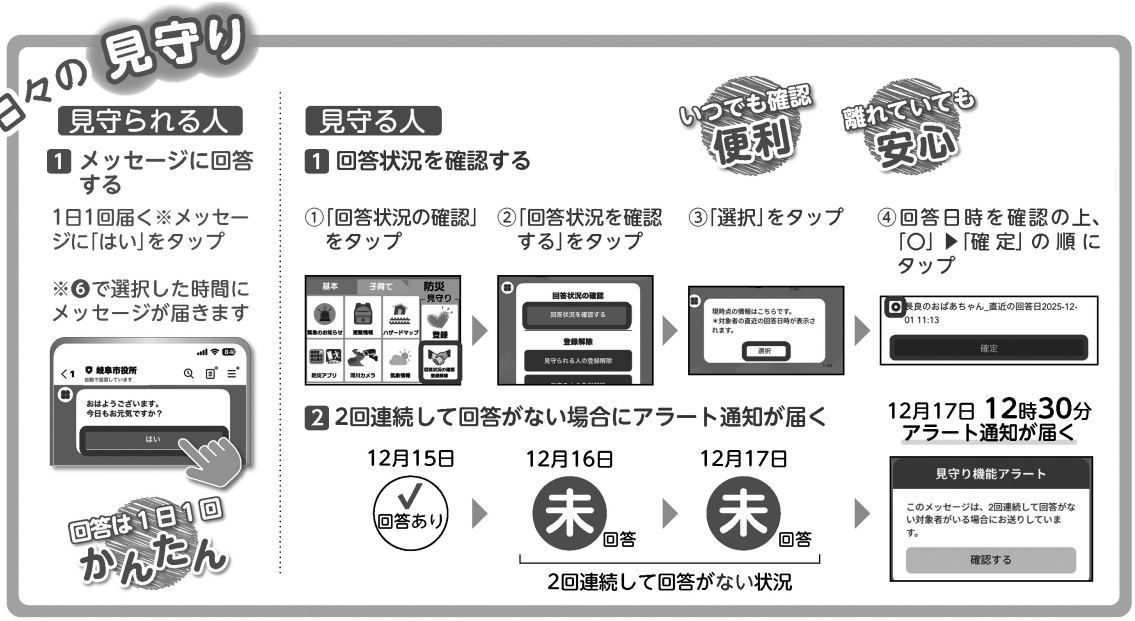
○申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。（なお、緊急時の連絡のため、連絡先が２人程度必要です。）

★問い合わせ先　お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４－２１７２（直通）

市公式ＬＩＮＥ見守り通知サービス

ひとり暮らしの高齢者に万が一の事態が発生した場合などに、「見守り機能アラート」が届きます。市ＬＩＮＥ公式アカウントから利用登録することで、簡単に家族などを見守ることができます。



★問い合わせ先　高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

栄養改善配食サービス事業

買い物及び調理が困難で低栄養のおそれのある方に、栄養のバランスのとれた食事を届け、低栄養状態が改善するための支援を行います。

○利用できる方（次のいずれにも該当する方）

・要支援状態・要介護状態になるおそれの高い方及び要支援１・２と判定された方
・低栄養のおそれのある方
・買い物及び調理が困難で、かつ、他者からの支援が受けられない方

○サービスの内容

栄養のバランスのとれた昼食及び夕食を利用者の希望に応じ自宅へ配達し、低栄養状態が改善するための支援を行います。

○費用及び申請方法

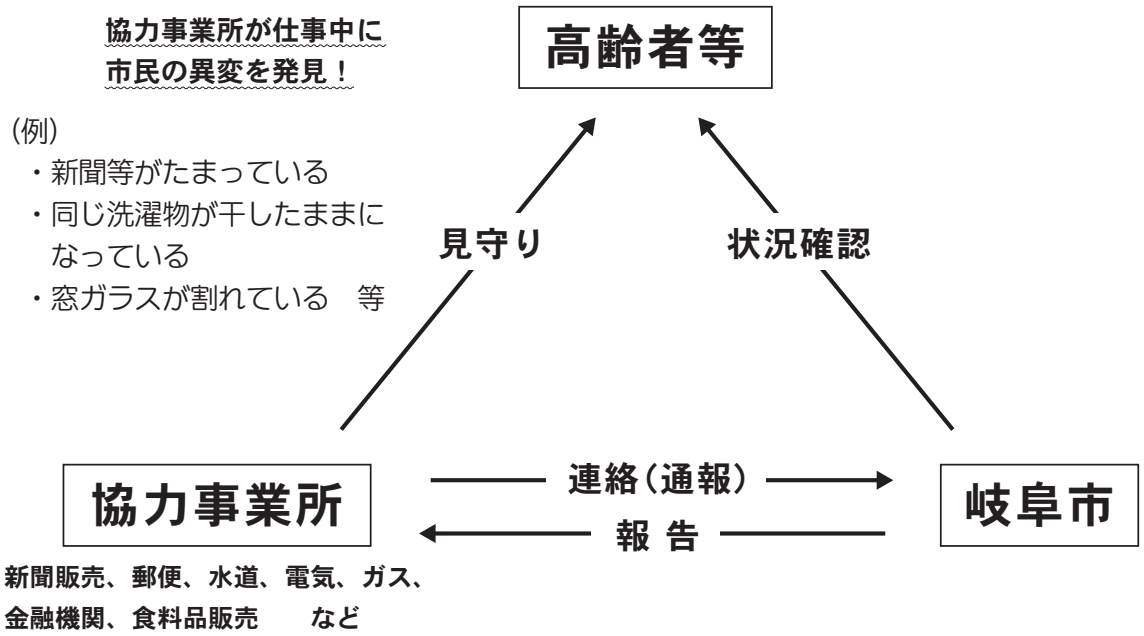
「配食による安否確認事業」に準じます。

★問い合わせ先　お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、事業所に協力いただき、見守りネットワークをつくっています。

仕事中に高齢者の異変を発見したときなどに、岐阜市に連絡して、状況の確認と支援につなげます。



★問い合わせ先　安否情報ダイヤルイン　電話２６５−４５２２（直通）

安否確認サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の自宅に見守り感知センサーを設置し、１日程度センサーに反応がないときは、24時間以内に協力員による確認、または岐阜市が委託した業者の訪問等により、安否確認を行います。

○利用できる方

次のいずれにも該当する方。

（１）65歳以上のひとり暮らし高齢者、または、寝たきり高齢者を含む高齢者のみの世帯の方

（２）生活保護法に規定する被保護世帯または市民税が非課税の世帯

（３）連絡を取ることのできる電話回線を有する方

（４）協力員を２人程度選出できる方

○設置費用

感知センサーの設置には、特定の場合（コンセントの延長工事等）を除き利用者の負担はありません。

○協力員の安否確認

一定時間感知センサーの反応がないときは、安否確認センターから安否確認等を協力員に依頼します。

協力員は事前にご登録いただいた近隣の方やご家族です。

○申請方法

申請には民生委員・児童委員の確認が必要となりますので、お住まいの地区の担当の民生委員・児童委員に相談してください。

○サービスの廃止

（1）資格要件に該当しなくなったとき

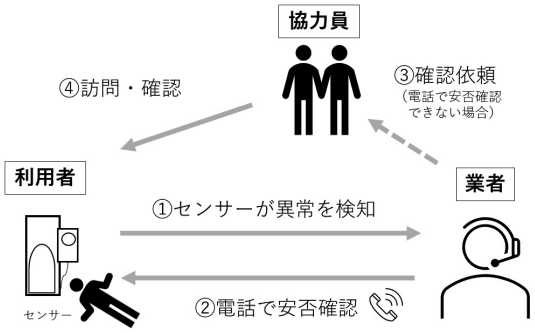
（2）虚偽の申請によってサービスを受けたとき

（3）死亡したとき

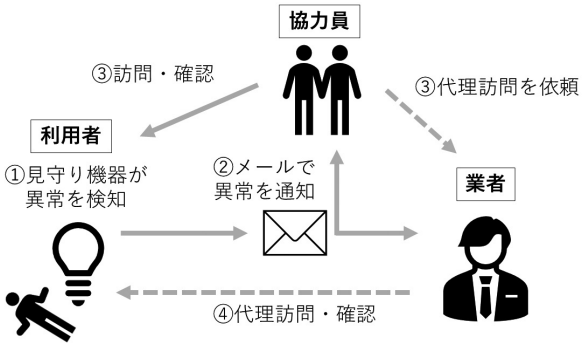
（4）福祉施設などへ入所したとき、または病院へ長期入院したとき

（5）本人、家族等から不要の申出があったとき

①電話型　イメージ図



②訪問型　イメージ図



★問い合わせ先　高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

緊急通報体制支援事業

ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、自宅での急病や事故の際、身に着けているペンダントや、通報装置本体の緊急ボタンを押すことで市が委託した業者の受信センターに連絡が入り、必要に応じ救急車（場合によっては協力員）がかけつけることができます。

また、相談ボタンを押すと、健康相談等をすることができます。（緊急時には休日・夜間相談できます。）

○利用できる方

次のいずれにも該当する方。

（1）65歳以上のひとり暮らし高齢者（日中夜間独居含む）、または、寝たきり高齢者を含む高齢者のみの世帯等の方

（2）突発的に生命に危険な症状が発生するおそれのある持病等を有する方または身体虚弱のため緊急時において機敏に行動することが困難であり、日常に見守りを必要とする方

（3）電話回線を有する方（携帯電話のみ不可）

（4）協力員を２人程度選出できる方

○設置費用

緊急通報装置の購入費、設置工事費など、特定の場合（電話線の延長工事等）を除き利用者の負担はありません。

○協力員の安否確認

利用者から通報があった場合、受信センターの依頼により安否確認等を協力員に依頼します。

○申請方法

申請には民生委員・児童委員の確認が必要となりますので、お住まいの地区の担当の民生委員・児童委員に相談してください。

○緊急通報装置の返還

（1）資格要件に該当しなくなったとき

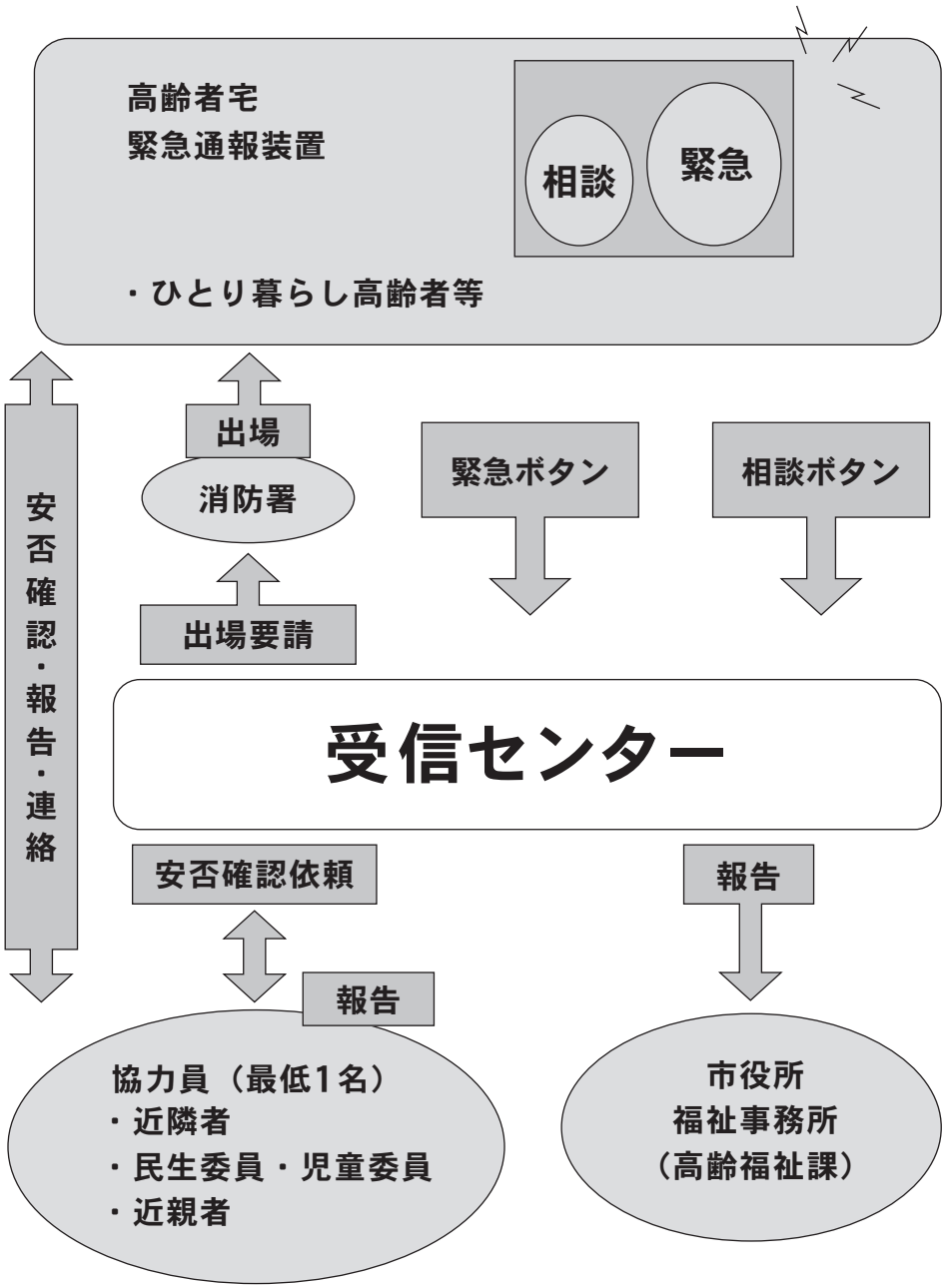
（2）虚偽の申請によって貸与を受けたとき

（3）死亡したとき

（4）福祉施設などへ入所したとき、または病院へ長期入院したとき

（5）本人、家族等から不要の申出があったとき

○緊急通報装置の仕組み



★問い合わせ先　高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

福祉器具給付事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に属する者等に、福祉器具を給付します。

○対象者と給付品目

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に属する者等（別表１参照）で、この事業の対象者として適当と認められた方にガス漏れ警報器や電磁調理器を給付します。

○費用の負担

世帯の生計中心者の前年所得税課税額により算定（別表２参照）

○申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。

※ひとり暮らし高齢者等の認定は、別途、民生委員を通しての届け出が必要です。

別表１　　給　付　品　目

区分	品　目	対　象　者	摘　要
福祉器具	ガス漏れ警報器	ひとり暮らし高齢者又は、高齢者のみで構成される世帯に属する者であって、事業の対象者として適当と認められた者	費用負担は別表２による
	電 磁 調 理 器		

別表２　　費　用　負　担　基　準

利　用　者　世　帯　の　階　層　区　分			利用者負担額
A	被保護者及び被支援者		な　し
B	生計中心者の前年（申請が１月から６月までになされた場合は、前々年）の所得税が非課税の世帯		な　し
C	生計中心者の前年所得税課税額	10,000円以下の世帯	16,300円
D		10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E		30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F		80,001円以上の世帯	全　額

備考　別表２において次に掲げる用語の意義は、当該各項のとおりです。

１．被保護者　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者（同法に準じて実施する保護を受けている外国人を含む）をいう。

２．被支援者　中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第１項に規定する、支援給付を受けている者をいう。

３．生計中心者　対象者が属する世帯の生計を主として維持する者をいう。

★問い合わせ先　お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

認知症高齢者等見守りシール交付事業

認知症により行方不明になるおそれのある方を対象に二次元コードが印刷された見守りシールを無料で交付します。

○利用できる方

次のいずれにも該当する方。

（1）市の住民基本台帳に記載されている方

（2）ご自宅で生活している方（施設に入所されている方は利用不可）

（3）認知症により行方不明となったことがある方（行方不明となる可能性のある方も含む）

○サービス内容

・見守りシールをご本人の衣服や持ち物などに貼り付け、行方不明となった場合に発見者が二次元コードをスマートフォンなどで読み取ることができます。二次元コードには、保護時のかかわり方で注意すべきことなどの本人の情報が含まれており、また、インターネット上の伝言板を通じて発見者とご家族で連絡をとることができます。

・見守りシールは、衣服に貼り付けることができる圧着ラベル30枚と杖などに貼り付けることができる蓄光シール10枚の計40枚セットです。

・スマートフォンなどでメールを受信し、本人を迎えに行くことができる緊急連絡先の方の事前登録が必要となります。

・見守りシールの利用者は、日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我を負わせた場合や他人の財物を壊した場合などの損害賠償責任の発生に備え、市が費用負担する個人賠償責任保険に加入することができます。

○利用料金

無料

（見守りシールの追加交付をご希望される場合は利用者負担となります。）

○申請方法

申請書を直接持参する場合は、岐阜市役所高齢福祉課または地域包括支援センターへ提出してください。郵送若しくは電子申請の場合は、高齢福祉課へご申請ください。

申請から約１週間後に見守りシールを窓口にて交付、または、郵送します。（申請書は、岐阜市役所高齢福祉課、地域包括支援センター及び岐阜市高齢福祉課ホームページから入手できます。）

★問い合わせ先　高齢福祉課 地域包括支援係　電話２１４−２０９０（直通）

認知症高齢者等ＧＰＳ機器等購入等助成金交付事業

認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、行方不明になった場合の早期発見を図るため、ＧＰＳ機器及びＢＬＥ見守り端末（以下「ＧＰＳ機器等」という。）の購入またはレンタルにかかる費用を最大２万円助成します。

○利用対象者

認知症高齢者等※を同居または通いにより介護する方。

ただし認知症高齢者等が下記１および２を満たす必要があります。

１．事前審査の申込み時点で、岐阜市に住民登録があり、岐阜市内の自宅で生活していること

２．行方不明になるおそれがあること

※認知症高齢者等…65歳以上の認知症の方、若年性認知症の方。

○助成金の対象

・ＧＰＳ機器等の購入費用（充電器等の付属品を含む。）

・レンタルにかかる初期費用（充電器等購入費、契約手数料等を含む。）

・ＧＰＳ機器等を格納できるシューズの購入費用

※毎月発生する利用料や通信費は対象外です。

※ＢＬＥ見守り端末は補助率１／２。

○ＧＰＳ機器等の条件

・容易に携帯できる大きさ及び重さであること

・連続動作時間が最大72時間以上であること

※ＧＰＳ機能付きの携帯電話、スマートフォン、タブレットは対象外です。

○助成金交付の流れ

１．高齢福祉課窓口若しくは電子申請にて事前審査を申し込み、助成対象の機器であることの承認を受ける。

２．ＧＰＳ機器等を購入またはレンタルする。

３．領収書等を添えて市に助成金を申請する。

４．市は助成金（上限20,000円）を申請者に交付する。

※事前審査で承認を受ける前に購入した機器やレンタルした機器等については助成不可。（必ず事前審査後に機器の購入またはレンタルを行ってください。）

※申請者、振込口座名義人及び購入された方の氏名（領収書の氏名）はすべて同一でなければ助成不可。

認知症高齢者等が、日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我をさせ、または他人の財物を壊した場合などの損害賠償責任の発生に備え、市が費用負担する個人賠償責任保険に加入することができます。

★問い合わせ先　高齢福祉課 地域包括支援係　電話２１４－２０９０（直通）

シニア皆援隊

日常生活におけるちょっとした困りごとを、岐阜市シルバー人材センター会員がお手伝いする事業です。

○利用できる方

市内在住で60歳以上のひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、高齢者のみの世帯の方。

○利用料金

作業によって料金が異なります。詳細は下記の問い合わせ先に確認してください。

○サービス内容（作業内容）

作　業　例
電球・蛍光灯の交換
灯油ストーブの給油
布団干し、又は取り込み
日用品の買物代行（生活のための必需品のみ）
薬局・病院等での薬の受け取り
暖房器具、扇風機等の季節用品の入れ替え
庭の水やり、玄関周りの草取り
家具の移動
室内外の清掃
普通ごみ出し支援

※表の内容は一例であり、お手伝いする会員の都合等で実際にサービスを受けることができない場合があります。

※事前に下記までお問い合わせください。

★問い合わせ先　公益社団法人 岐阜市シルバー人材センター　電話２４０−１２４５

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある方、精神に障がいのある方などが地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用者を対象に、サービス利用や金銭管理を支援します。

○対象者

（1）判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者（※）等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を、本人のみでは適切に行うことが困難であると認められる方。

※認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する方に限りません。

（2）利用者本人と社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会との間で取り交わす契約の内容について、判断できる能力を有していると認められる方

（3）居宅において生活している方に限られるものではなく、社会福祉施設の入所者または病院等の入院患者も対象となります。

○サービス内容

（1）福祉サービス利用援助

・福祉サービスの利用に関する相談や情報提供
・福祉サービスの利用料支払いの手続き

（2）日常的金銭管理サービス

・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
・医療費を支払う手続き
・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
・日常生活に必要なお金の払戻しの手続き

（3）書類等預かりサービス

【お預かりできる書類等】

年金証書、定期預金証書、権利証、実印、銀行印

※お預かりする場合、「預かり書」を作成した上で、貸金庫に保管します。

※宝飾品、書画、骨董品等はお預かりできません。

○利用料金

相談等は無料です。

生活支援員によるサービス内容及び利用料金は以下のとおりです。

サービス内容	福祉サービス利用援助 日常的金銭管理サービス	書類等預かりサービス
利 用 料 金	１時間あたり1,200円（30分ごとに600円加算） 生活保護世帯は無料	１か月あたり500円 生活保護世帯は無料

○申請方法

申請手続きは社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会が行いますので、ご相談ください。

★問い合わせ先　社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
岐阜市福祉サービス利用支援センター　電話２５２−６６６１（直通）

生活管理指導短期宿泊事業

基本的生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者等が、疾病ではないが体調不良な状態に陥った場合など、一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する生活指導、支援を行い、要介護状態への進行を防止します。

○対象者

要介護・要支援認定で非該当と判定され、かつ基本的生活習慣が欠如しているおおむね65歳以上の高齢者等で、この事業の対象者として適当と認められた方。

○サービスの内容

養護老人ホーム等の短期入所用ベッドや空き部屋を活用して一時的に宿泊し、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ります。

利用期間は、１週間を目安とします。

○費用の負担

１日につき388円（被保護世帯は免除です。）なお、食費等は実費負担です。

○申請方法

申請手続きは地域包括支援センターが行いますので、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターに相談してください。

★問い合わせ先　お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

成年後見制度利用支援事業

介護保険サービスの利用等について、後見人等による支援を必要とするが、審判の申し立てを行う親族がいない場合等に、岐阜市長が審判の申し立てを行い、成年後見制度の利用に係る経費の一部を助成します。

○対象者

介護保険サービスの利用等において、身寄りのない重度の認知症高齢者等であって、老人福祉法第32条の規定に基づく、民法第７条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第１項（補助開始の審判）に規定する審判の請求について、後見人等の報酬等必要となる経費の一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方。

○助成対象経費の内容

（１）申立手数料および通信費（郵便切手）
（２）登記手数料（収入印紙）
（３）鑑定費用（鑑定が必要な場合）
（４）後見人等の報酬
（５）その他市長が必要と認める経費
※負担能力のある方には、後日求償します。

○申請方法

下記の問い合わせ先にご相談ください。

★問い合わせ先　お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

高齢者虐待防止

平成18年４月から「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（通称、高齢者虐待防止法）が施行されています。この法律では近年、深刻な問題になっている「高齢者虐待」の早期発見・防止と、養護する家族への支援、地域の見守りの大切さを呼びかけています。

○主な発生要因

①虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係
②家族・親族との関係（無関心など）
③介護負担（虐待者の介護疲れ、高齢者本人の認知症による言動の混乱）
④経済的要因（経済的困窮）

○虐待の種類と危険サイン

種　類	虐　待　内　容	危　険　サ　イ　ン　例
心理的虐待	言動や威圧的な態度で脅しや侮辱を与えたり、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えたりすること。	●かきむしり、噛み付き、ゆすり等の行為が見られる。 ●身体を萎縮させる。 ●自傷行為が見られる。 ●食欲の変化が激しく、摂食障害が見られる。
ネグレクト （介護等放棄・放任）	介護や生活の世話を行っている家族が食事や入浴、排せつ等の世話を放棄・放任し、高齢者の生活環境や、身体・精神的状態を悪化させること。	●住居が非衛生的になっている、異臭を放っている。 ●寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。 ●適度な食事が準備されていない。 ●疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。
身体的虐待	殴る・つねる・蹴るなどの暴力行為。また、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為のこと。	●体に小さな傷が頻繁に見られる。 ●急におびえる。 ●傷やあざについての説明のつじつまが合わない。
経済的虐待	財産やお金を本人の合意なしに使用すること。また、日常生活で必要な金銭を渡さないこと。	●自由に使えるお金がないと訴える。 ●経済的に困っていないのに、費用負担のあるサービスを利用したがらない。 ●お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
性的虐待	本人の嫌がる性的な行為やその強要を行うこと。	●肛門や性器からの出血や傷が見られる。 ●生殖器の痛み、かゆみを訴える。 ●人目を避けるようになり、多くの時間を１人で過ごすことが増える。

○地域や家族・介護者に見られるサイン

・自宅から怒鳴り声や悲鳴、物が割れる音が頻繁にする。
・気候や天気が悪くても、長時間外にいる姿がしばしば見られる。
・最近姿を見かけない。
・電気メーターが止まっている。
・住居や庭の手入れがされていない。
・郵便受けが新聞や郵便物でいっぱいになっている。

おかしいと思ったら相談通報を！

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。

★問い合わせ先　高齢者虐待通報　電話２６５−３８８９
お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

わたしのあんしん終活登録事業

ご本人がもしもの際、終活に関するご本人の意思を実現できることを目的としており、市に登録することで、ご本人が意思を表示できなくなったまたは、亡くなった時に、病院や警察、あらかじめ登録した親族や友人などに対して、緊急連絡先をはじめ、かかりつけ医、エンディングノートや遺言書の保管場所などの終活に関する情報を、市が本人に代わって伝える事業です。

○登録できる内容

◆緊急連絡先
◆かかりつけ医・持病等の情報
◆エンディングノートの保管場所
◆献体登録先
◆遺言書の保管場所
◆本人の自由登録事項
◆本籍
◆リビング・ウィルの保管場所
◆臓器提供の意思
◆葬儀などの生前契約先
◆お墓の所在地

○対象者

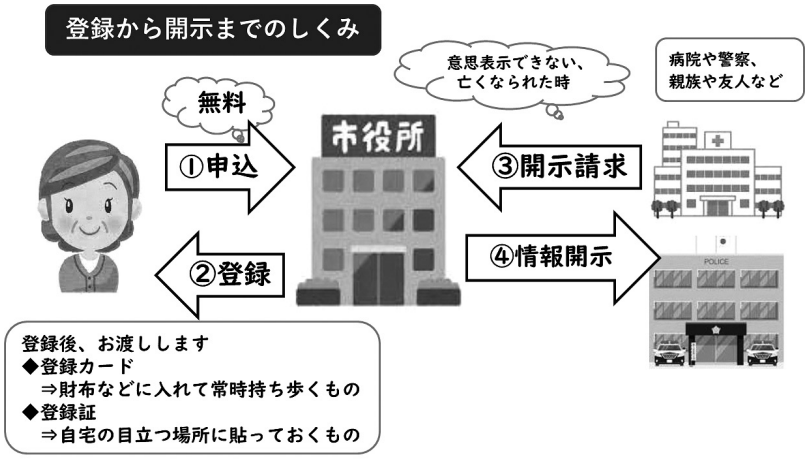
市の住民基本台帳に記録されている方。

○費用

無料。

○登録方法

高齢福祉課（庁舎１階）にて申込もしくは郵送。



★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　　電話２１４−２１７３（直通）

避難行動要支援者名簿への登録について

災害発生時に自力での避難が困難な方（避難行動要支援者）を地域全体で支援するため、市では支援の必要な方の名簿を作成しています。

名簿に登録された方の情報は、平常時から自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）、警察に情報提供され、災害時の避難支援や安否確認に利用されます。

また、地域の自主防災組織（自治会）を中心として、**災害時に誰が支援するかを話合い、事前に決めておく取組み（個別避難計画の作成）や、日頃の見守り活動などにも利用されます。**

○名簿登録対象となる方

災害が発生し又は災害が発生するおそれのある場合に、**自力または家族だけでは迅速かつ円滑に避難することが困難で、特に支援を要する在宅の方が対象**です。福祉施設などに入所している方は対象とはなりません。

市では、次の方に対して名簿登録についての案内をお送りし、登録の有無などをご自身またはご家族の方に判断していただくこととしています。

- ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯届（民生委員による届出）がされている方
- 要介護度１～５の方
- 身体障害者手帳１～６級所持者
- 療育手帳Ａ、Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２所持者
- 精神障害者保健福祉手帳１～３級所持者
- その他、自ら避難することが困難であると申し出た方

○名簿登録手続き

「避難行動要支援者名簿登録等に係る意向調査書（避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書）」に記入のうえ、担当する民生委員・児童委員、ケアマネジャーにお渡しいただくか、福祉部担当課（高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課）または危機管理課にご提出ください（郵送可）。

なお、申請書の用紙は危機管理課、福祉部担当課、事務所に用意してあるほか、岐阜市ホームページ（危機管理課）からも入手できます。

○登録にあたっての注意

（１）**支援者が被災する場合もあるため、避難の支援等をお約束するものではありません。**
日頃から地域の行事に参加するなど、隣近所と関わり合いを深め、災害に備えましょう。

（２）個人情報の提供にあたっては、全ての提供先から誓約書を提出していただくなど、その適正な取扱いおよび管理に細心の注意を払います。

★問い合わせ先　危機管理部危機管理課　電話２６７－４７６３

家族介護用品支給事業

高齢者を介護しているご家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るため、支給対象者に対して介護用品（紙おむつ）を支給します。

○対象者

岐阜市の住民基本台帳に記録されている方で、以下の条件をすべて満たしていること。

（1）要介護３～５の方（※要介護３の方は、認定調査票の内容によって、支援対象とならない場合があります。）

（2）本人、世帯員、同居人または扶養者の市民税が非課税であること

（3）在宅であること（入院中、施設入所している方は対象外）

（4）ショートステイの利用が支給月の前３か月間で39日以下であること

○支援内容

紙おむつの支給券の配付。（支給月：６月・10月・２月の年３回）

○申請方法

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ申請してください。

★問い合わせ先　お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
介護保険課 給付係　電話２１４－２０９２（直通）

家族介護慰労金支給事業

要介護高齢者の在宅生活の継続、向上および介護するご家族の経済的負担の軽減を図ります。

○対象者

要介護４または５の市民税非課税世帯に属する方で、過去１年間に介護保険サービスや障害福祉サービスを受けていない、３か月以上の入院をしていないなどの要件を満たす要介護高齢者を介護しているご家族。

○支給額

年間　100,000円。（要介護者１人につき１回支給します）

○申請方法

下記の問い合わせ先にご相談ください。

★問い合わせ先　介護保険課 給付係　電話２１４－２０９２（直通）

高齢者住宅改善促進助成事業

在宅の高齢者に住みよい住環境を提供し、介護するご家族の負担を軽減するための住宅改善に必要な費用を助成します。

○利用できる世帯

要介護１～５の方が居住し、市民税非課税世帯であり、原則として本市に１年以上居住している世帯。

○対象となる工事

高齢者が暮らしやすくするために行う改善工事が対象。（居室、浴室、台所、階段、便所、洗面所、玄関、廊下などの設備構造などの改善工事、屋外工事も含む）

※次の場合は助成できません。

（１）住宅を新築する場合

（２）対象者の身体状況による改善と関係のない工事

（例）屋根の補修工事、下水・浄化槽工事など

○助成金額

助成限度額は70万円で、介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、介護保険法の規定による居宅介護住宅改修費支給限度基準額の20万円のうち利用可能額を控除します。

世帯の階層区分	助成率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	100％
前年市民税非課税世帯	100％

※助成金額は、改善費と助成限度額（介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、利用可能額を控除した額）のうちどちらか低い額に、上記の助成率を乗じて得た額です。

○申請方法・書類

（１）高齢者・重度身体障がい者住宅改善促進助成申請書及び同意書

（２）見積書の写し

（３）改善設計書（改善前・改善後）と居室の位置図

（４）改善箇所の写真（工事着工前）

（５）住宅改善承諾書（借家・借間の場合）

（６）地域包括支援センターの意見書

※工事着工前に下記の問い合わせ先へ申請し、助成決定後に着工してください。

★問い合わせ先　お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
介護保険課 給付係　電話２１４－２０９２（直通）

介護連絡手帳

介護サービス利用者が、ご家族やかかりつけ医、介護サービス事業所間などで、医療情報、介護サービス情報、防災の情報等を共有する手帳です。担当のケアマネジャーから入手できます。

○介護連絡手帳別冊「岐阜市オレンジ手帳」

認知症または認知症の疑いのある方で、在宅医療および介護サービスを利用している方、入院中または入院を予定している方を対象に、症状やお薬、通院予定等の医療情報が記入できます。

★問い合わせ先　介護保険課 給付係　電話２１４－２０９２（直通）

4　施設サービスを利用したい

主な高齢者向け住まい・施設の概要

種　　類	概　　要
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	原則要介護３以上であって身体上もしくは精神上著しい障がいがあり、常時介護を必要とするが、居宅において介護を受けることが困難な方が利用する施設です。
養護老人ホーム	原則65歳以上の、環境上の理由および経済的理由により、居宅での生活が困難な方を市町村の決定により入所させて養護する施設です。
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、「介護の提供」「食事の提供」「洗濯掃除等の家事」「健康管理」のいずれかのサービスを提供する施設（委託による将来のサービス提供を約束する場合も含む）で老人福祉施設でない施設をいいます。 【入居者に介護が必要になった場合の対応で次の3類型に分けられます】 ◆健康型…退去 ◆住宅型…入居者自身の選択により外部の介護保険サービスを利用 ◆介護付…（下記のとおり）
介護付有料老人ホーム （特定施設入居者生活介護）	特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護保険サービスを施設設置者が提供する施設です。
ケアハウス	60歳以上で、身体機能の低下または高齢等のため、独立して生活するには不安がある方が、自立した生活を維持できるよう、構造や設備の面で工夫された施設です。入居者の所得により負担（サービスの提供に要する費用）軽減制度があります。
認知症高齢者グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	認知症高齢者に、小規模な生活の場において、共同生活の場を提供し家庭的な環境の中で介護職員等による生活上の指導・援助を行う施設です。
生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	60歳以上の高齢等のため独立して生活することに不安のある方を対象に、高齢者が居住する居住部門と、入浴、食事等のサービスを提供するデイサービスセンターからなる施設です。
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が、安心して居住できる賃貸等の住宅です。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる住宅です。介護、医療、生活支援サービスの提供、連携方法について、様々なタイプがあります。
シルバーハウジング	地方公共団体等による公営賃貸住宅で、高齢者の身体特性に配慮した設計の住宅です。生活援助員（ＬＳＡ）による相談、安否確認、緊急時対応サービスの提供があります。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時介護を必要とするが、在宅において介護を受けることが困難な方が入所する施設です。

○利用できる方

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方。

原則、要介護３～５の方。

（地域密着型の場合は、原則、岐阜市民に限る）

○サービスの内容

職員による食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。

○費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

居住費、食費および日常生活費については、各施設で料金設定をしているため、詳細は各施設に確認してください。

○入所申し込み先

入所を希望する各施設に直接お申し込みください。

○市内の特別養護老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（63～64ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先

（介護保険サービス費について）介護保険課給付係　電話２１４－２０９２（直通）

（施設の概要について）　　介護保険課支援係　電話２１４－２０９３（直通）

養護老人ホーム

在宅においての生活が困難な方が入所する施設です。

○利用できる方

次のいずれにも該当する原則65歳以上の高齢な方で、市が入所を決定した方。

（１）入院加療を要する病態でないこと。

（２）家族の状況、住居の状況等現在おかれている環境において在宅で生活することが困難であると認められること。

（３）経済的事情により生活の状態が困窮していると認められること。

○サービスの内容

入所者の生活の場として、必要な介護、食事、入浴などの日常の生活の世話。

（レクリエーションや生活向上のための指導も行われます。）

○費用負担

入所者本人の負担能力に応じて、別表２の費用徴収基準に基づいて費用徴収を行います。入所者本人から費用徴収を行う場合であっても、その徴収額が養護老人ホームの措置費支弁額に満たない場合は、その差額の範囲内で、扶養義務者の負担能力に応じ、別表１の扶養義務者の費用徴収基準に基づいて費用徴収を行います。

○入所申し込み先

高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

○市内の養護老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（64ページ）をご覧ください。

別表１　　扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む。）		0円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税の者		0
C１	A階層およびB階層を除き、前年分の所得税非課税の者	前年度分市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500
C２		前年度分市町村民税所得割課税	6,600
D１	A階層およびB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000
D２		30,001～　80,000	13,500
D３		80,001～　140,000	18,700
D４		140,001～　280,000	29,000
D５		280,001～　500,000	41,200
D６		500,001～　800,000	54,200
D７		800,001～1,160,000	68,700
D８		1,160,001～1,650,000	85,000
D９		1,650,001～2,260,000	102,900
D10		2,260,001～3,000,000	122,500
D11		3,000,001～3,960,000	143,800
D12		3,960,001～5,030,000	166,600
D13		5,030,001～6,270,000	191,200
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者に係る、措置費の支弁額

別表２　　養護老人ホーム被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
	円　　円	円
1	0 ～ 270,000	0
2	270,001 ～ 280,000	1,000
3	280,001 ～ 300,000	1,800
4	300,001 ～ 320,000	3,400
5	320,001 ～ 340,000	4,700
6	340,001 ～ 360,000	5,800
7	360,001 ～ 380,000	7,500
8	380,001 ～ 400,000	9,100
9	400,001 ～ 420,000	10,800
10	420,001 ～ 440,000	12,500
11	440,001 ～ 460,000	14,100
12	460,001 ～ 480,000	15,800
13	480,001 ～ 500,000	17,500
14	500,001 ～ 520,000	19,100
15	520,001 ～ 540,000	20,800
16	540,001 ～ 560,000	22,500
17	560,001 ～ 580,000	24,100
18	580,001 ～ 600,000	25,800
19	600,001 ～ 640,000	27,500
20	640,001 ～ 680,000	30,800
21	680,001 ～ 720,000	34,100
22	720,001 ～ 760,000	37,500
23	760,001 ～ 800,000	39,800
24	800,001 ～ 840,000	41,800
25	840,001 ～ 880,000	43,800
26	880,001 ～ 920,000	45,800
27	920,001 ～ 960,000	47,800
28	960,001 ～ 1,000,000	49,800
29	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800
30	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400
31	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100
32	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800
33	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400
34	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100
35	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100
36	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100
37	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100
38	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	150万円超過額× 0.9÷12月＋81,100円 （100円未満切捨て）

有料老人ホーム（住宅型）

○利用できる方

施設により、60歳以上、65歳以上と定められています。（施設ごとに利用対象者を定めているため、各施設に確認してください。）

○サービスの内容

健康管理・食事等などの提供を行います。介護が必要になった場合、介護保険法の訪問介護等の居宅サービスを利用することも可能です。

○費用負担

家賃・食費・管理費・水道光熱費などを各事業所が金額設定しています。

また、入居に際する必要経費を別途設定しているところもあります。詳細は各施設に確認してください。

※介護保険を利用する場合のサービス料の詳細は各介護サービス事業所に確認してください。

○申し込み先

入居を希望する各有料老人ホームに直接お申し込みください。

○市内の有料老人ホーム（住宅型）

高齢者福祉施設一覧（65～68ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先　介護保険課 支援係　電話２１４−２０９３（直通）

介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

○利用できる方

主に日常生活において介護が必要な方。

（地域密着型の場合は、原則、岐阜市民に限る）

○サービスの内容

食事、入浴、排せつなど、日常生活上の世話や機能訓練および療養上の世話を行います。

○費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

家賃および食費などについては、各施設で料金設定をしているため、詳細は各施設に確認してください。

○申し込み先

入居を希望する各介護付有料老人ホームに直接お申し込みください。

○市内の介護付有料老人ホーム

高齢者福祉施設一覧（69ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先

（介護保険サービス費について）介護保険課給付係　電話２１４−２０９２（直通）
（施設の概要について）　　介護保険課支援係　電話２１４−２０９３（直通）

軽費老人ホーム（ケアハウス）

高齢者が自立した生活を送れるように工夫された施設です。

○利用できる方

60歳以上（夫婦で入居する場合はどちらか一方が60歳以上）の高齢者で自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、または高齢などのため自立した生活をするには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方。

○サービスの内容

各種相談、在宅サービスなどの有効な利用についての紹介、手続き、食事、入浴の準備、緊急時に対応します。また、車いすでも利用できるなど高齢者に配慮した構造、設備になっていて、入居者が介護を必要とする状態になった場合には、介護保険法の訪問介護等の居宅サービスを利用することも可能です。

○費用の負担

（１）食費等の生活費（上限額）　51,807円
（11月～３月冬期加算2,712円）
（２）サービスの提供に要する費用　入居者の収入により負担（別表１）
（３）居住に要する費用　一括支払い、分割支払い、併用方式

※介護保険サービスを利用する場合のサービス料の詳細は各介護サービス事業所に確認してください。

○入居申し込み先

入居を希望する各ケアハウスに直接お申込みください。（64ページ）

別表1　　サービスの提供に要する費用

対象収入による階層区分		本人からの徴収月額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000
14	2,700,001 ～ 2,800,000	71,000
15	2,800,001 ～ 2,900,000	78,000
16	2,900,001 ～ 3,000,000	85,000
17	3,000,001 ～ 3,100,000	92,000
18	3,100,001円以上	全　額

★問い合わせ先　高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

○利用できる方

要支援２～要介護５の方で、認知症である旨の医師の診断がある方。
（原則、岐阜市民に限る）

○サービスの内容

認知症の方が、５人～９人の少人数を単位とした共同生活住居で、家庭的な雰囲気の中で、食事、洗濯、入浴、排せつなど、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

○費用負担

介護保険サービス費については、介護保険課にお問い合わせください。

家賃および食材料費等については、各事業所で料金設定をしているため、詳細は各事業所に確認してください。

○入居申し込み先

入居を希望する各グループホームに直接お申込みください。

○市内のグループホーム

高齢者福祉施設一覧（69～71ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先

（介護保険サービス費について）介護保険課給付係　電話２１４－２０９２（直通）
（施設の概要について）　　介護保険課支援係　電話２１４－２０９３（直通）

生活支援ハウス

高齢者が居住する居住部門と、入浴、食事等のサービスを提供するデイサービスセンター（通所部門）からなる福祉施設です。

○利用できる方

岐阜市内に住所を有する60歳以上のひとり暮らしの方、または家族による援助を受けることが困難な方であって、原則として要介護・要支援認定で、非該当、または、要支援程度の認定を受け、高齢等のため独立して生活することに不安がある方が入居できます。ただし、自炊ができることを原則とします。

○サービスの内容

（1）利用者に対し各種相談および助言を行うとともに、緊急時の対応を行います。

（2）利用者が虚弱化等に伴い通所介護、訪問介護等の介護サービスまたは保健福祉サービスを必要とする場合に、サービスの利用手続きの援助を行います。

（3）利用者と地域住民との交流を図るための各種事業を行い、交流のための場を提供します。

○利用料

（1）居住部門利用者負担は、入居者の収入により負担します。（別表１）

（2）光熱水費は、実費負担となります。

（3）その他、食事等の生活費は自己負担となります。

※入居者の決定は、市が行い、社会福祉法人髙佳会に委託し運営します。

○入居申し込み先

高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４−２１７２（直通）

○市内の生活支援ハウス

施　設　名	所　在　地	電話番号	定員
いきいき	北一色10丁目38番地1	213-1294	9人

別表１　　生活支援ハウス居住部門利用者負担基準

対象収入による階層区分		利用者負担額（月額）
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円 ～ 1,300,000円	4,000円
C	1,300,001 ～ 1,400,000	7,000円
D	1,400,001 ～ 1,500,000	10,000円
E	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000円
F	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000円
G	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000円
H	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000円
I	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000円
J	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000円
K	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000円
L	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000円
M	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円

（注１）この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないと市長が認めたものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入をいう。

（注２）月の中途で入・退所した日の属する月の利用者負担月額は、次の算式により算出した額（１円未満切り捨て）とする。

利用者負担月額×（当該月の実入居日数÷当該月の実日数）

★問い合わせ先　高齢福祉課 高齢者サービス係　電話２１４－２１７２（直通）

サービス付き高齢者向け住宅

○利用できる方

60歳以上または要支援１～要介護５の60歳未満の方（以下「高齢者」という。）で、次の１または２に該当する方。

１．単身高齢者世帯

２．高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要支援１～要介護５の60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると市長が認める方）

○サービスの内容

状況把握サービス、生活相談サービスを行います。（その他、施設によっては、介護・医療・生活支援サービスが提供、併設されている場合もあります。）

○標準的な費用負担（１月当たり）

（１）家賃　約３万～約14万円

（２）共益費　約１万～約４万円

（３）状況把握・生活相談サービス利用料　０～約３万円

※その他サービス料については、提供されるサービスの種類により異なるため、詳細は各施設に確認してください。

○申し込み先

入居を希望する各施設に直接お問い合わせの上、お申し込みください。

○市内のサービス付き高齢者向け住宅

高齢者福祉施設一覧（71～74ページ）をご覧ください。

★問い合わせ先　まちづくり推進部 住宅・空家対策課 政策調整係
電話２１４－７００９（直通）

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

高齢者の世帯が、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、在宅生活を支援することを目的とした住宅です。

○利用できる方

高齢者世帯（60歳以上の単身、夫婦、２名の親族による世帯）の方のための住宅です。

○サービスの内容

日中は、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が常駐し、入居者の生活支援を行います。入居者は、必要に応じ、次の生活支援サービスを受けることができます。また、緊急通報装置が設置されており、固定電話回線を使用することにより、「緊急ボタン」を押すことで市が委託した業者の受信センターに連絡が入り、必要に応じ救急車（場合によっては協力員）がかけつけます。

・生活指導、相談
・安否確認（毎日２回）
・一時的な家事援助
・緊急時の対応
・関係機関等との連絡
・その他日常生活上必要な援助

○費用

生活支援サービスに対する利用料の負担はありません。
（毎月の家賃等は自己負担となります）

○申し込み先

岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所にお問い合わせの上、お申し込みください。

○市内のシルバーハウジング

施　設　名	所　在　地
ふれあいハウス白山	鶴田町3丁目7－4

★問い合わせ先　岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所　電話２６５－３９０１（直通）

5　安心して医療を受けたい

後期高齢者医療制度 …… 58

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）…… 61

はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度 …… 62

後期高齢者医療制度

○被保険者となる方

（１）75歳以上の方（生活保護を受けている方は除く）

（２）65歳～75歳未満の方のうち、つぎの程度の心身の障がいがあり、岐阜県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

- ●身体障害者手帳１～３級
- ●身体障害者手帳４級の一部（音声、言語、下肢の障害の一部）
- ●精神障害者保健福祉手帳１・２級
- ●療育手帳Ａ１・Ａ２
- ●障害年金受給者（法で定められた方）

○被保険者となる日

（１）満75歳の誕生日当日

（２）65歳～75歳未満で一定の障がいがある方は、広域連合の認定を受けた日

（３）適用除外条件に該当しなくなったとき（生活保護の廃止等）

（４）他の都道府県の後期高齢者医療被保険者が、転入した日

○医療を受けるときは

病院、医院、薬局などの窓口へマイナ保険証または後期高齢者医療資格確認書をご提示ください。

○費用の一部負担（令和８年８月１日現在）

所得による区分		窓口での負担	【１か月の負担の上限】		年間の負担の上限
			外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
現役並み所得者	Ⅲ課税所得690万円以上	３割	270,300円＋（総医療費－901,000円）×１％［140,100円］注１		1,680,000円
	Ⅱ課税所得380万円以上		179,100円＋（総医療費－597,000円）×１％［ 93,000円］注１		1,110,000円
	Ⅰ課税所得145万円以上		85,800円＋（総医療費－286,000円）×１％［ 44,400円］注１		530,000円



一般	Ⅱ	2割	22,000円（年間上限216,000円）注2	61,500円 [44,400円] 注1	530,000円
一般	Ⅰ	1割	22,000円（年間上限216,000円）注2	61,500円 [44,400円] 注1	530,000円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ		11,000円（年間上限96,000円）注2	25,700円 [24,600円] 注1	290,000円
	区分Ⅰ		8,000円	15,700円	180,000円

※入院時の食事代や差額ベッド料などは、計算の対象外となります。

注1　[　]内は過去12か月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額です。
注2　年間（8月から翌年7月まで）の限度額となります。

【75歳の誕生日を迎える月の自己負担額の特例】

75歳の誕生日を迎えた月に限り、「誕生日前の医療保険（国民健康保険など）と「誕生日以降の後期高齢者医療制度」の両方の自己負担限度額がそれぞれ半額となります。

【入院中の食事に係る負担】

所得の区分		1食当たりの食事代	
		指定難病患者	それ以外の患者
現役並み所得者、一般Ⅱ、一般Ⅰ		330円	550円
区分Ⅱ	90日までの入院	270円	
	過去12か月で90日を超える入院※	220円	
区分Ⅰ		130円	

※適用区分が区分Ⅱの認定を受けている期間で、過去の12か月の入院日数の合計が90日を超える方は、長期入院該当者として、食事代が減額されます。入院日数が確認できる領収書などをご準備いただき、申請してください。

【特定疾病にかかる医療】

つぎの特定疾病に係る医療を受けている方で、広域連合の認定を受けたときは、１か月の自己負担限度額が10,000円となります。

●人工透析を実施している慢性腎不全
●血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固Ⅸ因子障害
●抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

○所得の区分について

所得の区分	対　象　と　な　る　方	自己負担割合
現役並み所得者	**●被保険者本人の住民税課税所得が145万円以上の方** **●同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方** **現役並み所得者であっても、次のいずれかに該当し、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を提出し認定された方は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」になります。（広域連合で収入の把握ができた方は除く）** ①被保険者が２人以上で、収入の合計額が520万円未満の方 ②被保険者が１人で、収入の額が383万円未満の方 ③被保険者が１人で、収入の額が383万円以上の場合、かつ70歳から74歳の方の収入も含めた合計額が520万円未満の方	３割
一般Ⅱ	**●世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得**が最大の方の課税所得が28万円以上で以下に該当する方 ①世帯に被保険者が１人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上 ②世帯に被保険者が２人以上で、被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上	２割
一般Ⅰ	**●現役並みの所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方**	１割
区分Ⅱ	**●世帯の全員が住民税非課税の方で、区分Ⅰ以外の方**	
区分Ⅰ	**●世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を82.65万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）が０円となる方**	

○葬祭費

被保険者が亡くなった場合、申請をして認められると葬祭を行った方に、50,000円が支給されます。

★問い合わせ先　福祉医療課 後期高齢者医療係　電話２１４−２１２８（直通）

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）

病気などのため、医療機関で診療を受けた場合に支払う保険診療の自己負担分を助成します。（入院時の食事代や健康保険の適用ではない診療については助成されません。）

○対象者

下記のいずれかに該当する方。（所得制限があります）

（１）身体障害者手帳１～３級
（２）療育手帳Ａ・Ａ１・Ａ２・Ｂ１
（３）戦傷病者手帳特別項症から第４項症までで身体障害者手帳４級
（４）65歳以上で６カ月以上寝たきりのため常時介護を受ける方
（５）精神障害者保健福祉手帳１・２級

○申請に必要なものと申請場所

必要なもの…（１）健康保険の被保険者資格情報が確認できるもの
（２）身体障害者手帳または療育手帳、戦傷病者手帳、ねたきり状態認定判定書、精神障害者保健福祉手帳
（３）申請者の本人確認ができる書類
（４）転入の方は所得課税証明書（本人、配偶者、扶養義務者等のものが必要です。なお、所定の同意書を提出できた方は、当該証明書が不要になります。詳細は福祉医療課へお尋ねください。）

申請場所……福祉医療課、各事務所、各保健センター、福祉事務所柳津分室

★問い合わせ先　福祉医療課 福祉医療係　電話２１４－２１２７（直通）

はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度

高齢者の健康保持のため、保険外ではり・きゅう・マッサージを受ける際、その施術料の一部を助成しています。

○対象となる方

（１）70歳以上の方

（２）70歳未満で肢体不自由の身体障害者手帳１・２級に該当する方

（ただし、（１）、（２）とも所得制限あり）

○助成の内容

はり・きゅう・マッサージ受療補助券を１年分として最大６枚交付します。受療補助券を利用した場合、本市で定めた施術料の３分の１の負担（1,500円）で施術が受けられます。

○申請書類

保険外はり・きゅう・マッサージ等受療補助券交付申請書

○申し込みに必要なものと申請場所

必要なもの…（１）身体障害者手帳

（「対象となる人」の（２）に該当する方のみ）

（２）所得課税証明書

［１月～５月に申請する場合］

前年の１月１日に岐阜市に住民票がなかった方のみ

［６月～12月に申請する場合］

本年の１月１日に岐阜市に住民票がなかった方のみ

申請場所……高齢福祉課・各事務所・各保健センター・福祉事務所柳津分室

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４－２１７３（直通）

6　高齢者福祉施設一覧

（令和８年９月現在）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

	施設名	所在地	電話	定員
1	県立寿楽苑	中2丁目470	239-8830	70人
2	第三岐阜老人ホーム	日野東5丁目1-1	244-3500	100人
3	喜久寿苑	河渡2丁目45	251-5561	100人
4	瑞光苑	奥1丁目100	239-9721	80人
5	光の園	三輪776-2	229-3224	110人
6	さくら苑	奥2丁目28-1	239-9766	80人
7	大洞岐協苑	大洞3丁目3-1	241-7676	100人
8	サンライフ彦坂	彦坂川北230	238-8800	100人
9	黒野あそか苑	黒野404-1	234-2376	80人
10	養生訓園	雄総柳町2丁目60	297-2525	100人
11	ナーシングケア寺田	寺田7丁目85	255-5550	100人
12	コート・スマイル	芥見野畑1丁目25	241-2100	100人
13	燦燦（さんさん）	鏡島南1丁目2-30	254-1533	100人
14	みたほら苑	三田洞東4丁目9-1	237-1200	80人
15	やすらぎの里川部苑	川部3丁目43	293-5522	60人
16	あんきの家細畑	細畑3丁目16-8	259-3577	89人
17	ナーシングケア加納	加納愛宕町18-2	214-6010	80人
18	るぴなすビラ	須賀2丁目5-1	272-5551	80人
19	ハートステージ鳳	長旗町2丁目18	264-8880	100人
20	ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	264-2811	100人
21	シルバータウン岩井 （地域密着型）	岩井4丁目10-1	242-0035	29人
22	やすらぎの里川部苑　新館 （地域密着型）	川部3-19-1	239-3730	29人
23	あんずの里 （地域密着型）	則松2丁目10	230-3335	29人
24	ケアコート徹明通り （地域密着型）	徹明通6丁目14	215-9070	29人
25	ばーむ （地域密着型）	鏡島南1丁目2-30	213-8006	29人

26	長森いきいき倶楽部 ラシック（地域密着型）	北一色10丁目38-1	213-1294	29人
27	第２大洞岐協苑 (地域密着型)	大洞紅葉が丘6丁目22-47	213-3936	29人
28	ケアコート六条 (地域密着型)	六条江東1丁目11番1号	213-1465	29人
計				2,041人

養護老人ホーム

施設名		所在地	電話	定員
1	岐阜老人ホーム	北一色7丁目20番1号	245-6573	110人
2	寿松苑	椿洞1089番地1	237-7120	90人 (90人)
計				200人

（　　）内の数字は、特定施設入居者生活介護の指定人員数

軽費老人ホーム（ケアハウス）

施設名		所在地	電話	定員
1	シャロ-ム・みわ	三輪774番地2	229-3331	30人
2	サンライフ彦坂	彦坂川北230番地	238-8809	15人
3	黒野あそか苑	黒野404番地1	234-2376	15人
4	さくら苑	奥2丁目28番地1	239-9720	30人
5	ロイヤルコ-ト寺田	寺田7丁目95番地	255-3030	50人
6	やすらぎの里川部苑	川部3丁目20番地	239-7722	80人
7	エトワールずいこう	奥1丁目95番地	239-9749	50人
8	ラ・ポーレぎふ	鏡島南1丁目2番33号	253-7501	30人
9	ささゆり	北山1丁目15番25号	244-1200	30人 (20人)
10	ウェルビュー明郷	真砂町1丁目20番地2	255-3313	20人
11	大洞岐協苑	大洞3丁目3番1号	242-1143	20人
計				370人

（　　）内の数字は、特定施設入居者生活介護の指定人員数

有料老人ホーム（住宅型）

	施設名	所在地	電話	定員
1	医心館　岐阜	尼ヶ崎町1丁目9−19	259−3937	38人
2	シティタワー・アンキーノ	橋本町2丁目52	266−4333	8人
3	ドリーム・コート	芥見野畑1丁目71	243−3537	98人
4	住宅型有料老人ホーム ホームくまっこ	日置江1丁目73−1	279−3116	120人
5	メディカルスイート岐阜北	岩崎1024−2	237−1512	15人
6	ヴィラさくら茜部	茜部寺屋敷1丁目39−1	242−9255	29人
7	四季彩　岐阜	佐久間町4	267−6002	61人
8	麗	柳津町本郷5丁目99	387−7377	16人
9	有料老人ホーム にじ	曽我屋6丁目37番地6	234−3372	15人
10	ファミリーコート城東	城東通1丁目16	278−3833	20人
11	だんらん岐阜北一色	北一色6丁目18番21号	214−8782	36人
12	メディコート岐阜	東金宝町1丁目12	264−2285	26人
13	ファミリーコート加納	加納愛宕町18−2	214−6010	25人
14	マグノリア	加納御車町39番地	214−6617	21人
15	ササダ	加納寿町3丁目3番地	275−8085	14人
16	ひだまりの里　笑和	加納本石町3丁目1番地	272−1711	30人
17	ぬくもりの里　笑和	下尻毛456番地	214−4140	50人
18	エンゼル・ランプ有料老人ホーム	柳津町高桑1丁目173番地1	270−0808	57人
19	湧水館	三田洞字大堀345番地1	237−2500	27人
20	おひさまの笑顔	茜部寺屋敷2丁目43番地	276−1366	26人
21	有料老人ホーム サフィールあまいけ	天池2丁目14番31号	248−3901	41人
22	加納渡辺病院有料老人ホーム やくら	矢倉町7	213−7112	23人
23	イースぎふ	須賀1丁目1−5	214−7394	18人
24	コミュニティハウスひまわり	茜部新所3丁目91番地	271−2220	20人
25	とまとの家長良	長良福光崇福寺2406番25	297−7001	25人

26	住宅型有料老人ホーム 七郷	西改田字川向18番地1	234-5522	45人
27	ファミリーコート長森	切通2丁目7番24号	215-8825	27人
28	あさひ加納	加納栄町通5丁目7番地	214-9002	11人
29	ニチイメゾン岐阜六条	六条南3丁目4番13号	215-1900	30人
30	おひさまの微笑み	茜部寺屋敷2丁目40番地	276-1366	20人
31	りらいぶ岐阜	若杉町13-1	215-1176	24人
32	有料老人ホーム ケアホーム・みさお	則武中1丁目26番5号	215-8886	19人
33	有料老人ホーム 元気印　あかなべ	茜部大野2丁目266番2	214-8752	28人
34	ふれあいほーむなごみ	茜部大野1丁目45番地2	278-3520	4人
35	ベルデ岐阜中央	織田塚町2丁目8番	214-8507	50人
36	住宅型有料老人ホーム あおぞら	茜部大野2丁目32番1	201-2955	22人
37	住宅型有料老人ホーム 木田	下尻毛483-1	234-5540	13人
38	清流の郷　一笑	領下4丁目99番地	259-3066	29人
39	ルミエールヤスエ	鏡島西2丁目4番14号	215-7157	30人
40	住宅型有料老人ホーム なないろの詩　鶸	南鶸7丁目45番地	276-1117	27人
41	有料老人ホーム みながわ　ナーシング・エム	中2丁目180番地1	293-5620	16人
42	住宅型有料老人ホーム にこの木	粟野東5丁目173番1	237-8051	13人
43	ふれあいホーム城見台	北一色1丁目11-17	248-8380	10人
44	有料老人ホーム ウィッシュ	早田東町6丁目27番地	231-6148	26人
45	有料老人ホーム 総見院	早田東町2丁目68番地	231-6153	26人
46	住宅型有料老人ホーム すこやか	北山1丁目16番13号	241-7709	30人
47	メディコート長良	菊水町1丁目8番1	214-9941	20人
48	ゆかりの郷ホーム嵯峨	芥見嵯峨1丁目150番地1	201-3166	28人
49	ハピネス長良	南蝉1丁目8番	296-3188	16人
50	シェアハウスそら茜部	茜部菱野4丁目160-4	214-6397	8人
51	ナーシングホーム 悠ライフ	月ノ会町1丁目12番30	338-7788	27人
52	住宅型有料老人ホーム セカンドライフ	岩崎字河渡843番2	213-1772	20人

53	渡辺病院有料老人ホーム城東	城東通4丁目33番地	201-5512	41人
54	住宅型有料老人ホーム ヴィラあさぎり	朝霧町26番地	216-1118	20人
55	住宅型有料老人ホーム だんらん下奈良	下奈良3丁目10-3	276-0181	42人
56	有料老人ホーム 元気印　またまる	大字又丸字権現688-1	216-0115	40人
57	あいあんどゆうあい	敷島町5丁目1番	216-0313	38人
58	住宅型有料老人ホーム まつの樹	北一色1丁目11番16号	214-4181	13人
59	エンゼル・ランプ梅松離宮	柳津町梅松4丁目86-1	388-7575	20人
60	住宅型有料老人ホーム ほしぞら	加納南陽町2丁目55番1	216-2011	20人
61	シェアらくらく	西中島4丁目1番24	233-0080	19人
62	スマイルナーシング黒野	大字下鵜飼1602-2	234-8110	23人
63	スマイルナーシング六条	六条南2丁目2-1	271-2030	20人
64	住宅型有料老人ホーム ゆうやけ	茜部大野2丁目92番地	201-2560	21人
65	住宅型有料老人ホーム おひさまの杜	茜部寺屋敷2丁目78番地	274-5530	16人
66	スマイルナーシング長良	菊水町1丁目21	233-3550	21人
67	メディコート寺田	寺田7丁目86番地1	213-2355	25人
68	ナーシングホーム ケアリー岐阜下佐波	柳津町下佐波3丁目7番	201-2811	31人
69	住宅型有料老人ホーム リビング・ラボ	下西郷3丁目72番1、2	213-3303	39人
70	住宅型有料老人ホーム ゆうやけ別邸	茜部大野2丁目95番地	216-1855	28人
71	YUKARI長住	長住町5丁目4番1	201-1761	43人
72	ナーシングホーム 悠ライフ　六条	六条江東2丁目12番1、12番2	338-8777	31人
73	Connect	長良西山前87番1	201-3210	30人
74	住宅型有料老人ホーム あさやけ	茜部大野2丁目188-1	201-1965	20人
75	メディケアレジデンス岐阜西川手	西川手6丁目58番地	213-8891	30人
76	エンゼル・ランプ「南塚　離宮」	柳津町南塚2丁目172番地	388-7755	21人
77	有料老人ホーム ビレッジまたまる	大字又丸字仙道20番6	239-0230	56人
78	からふる庭園　芥見	芥見長山3丁目122-2	216-3546	30人
79	ナーシングホーム ベルデ岐阜西	鏡島南4丁目2番18号	201-4870	49人

80	有料老人ホーム ゆうもあスマイル日野	日野南3丁目6番地5	227-7023	15人
81	ライフ・ネット　ナーシング折立	折立852番地	215-5757	25人
82	ケアコート木之本	都通4丁目7番地	215-0155	28人
83	有料老人ホーム 彩結	切通5丁目10-6	213-1879	20人
84	ナーシングホーム ケアリー　岐阜下佐波　２号館	柳津町上佐波5丁目191番地	201-2811	47人
85	りらいぶ六条	六条大溝3丁目5番9	215-9655	30人
86	サニーコートぎふ六条	六条108番地	213-0513	34人
87	ナーシングホーム 福ろう	福富町田84番地1	213-4129	30人
88	アクアホーム岐阜茜部	茜部中島1丁目77番	214-4300	40人
89	クローバー柳津	柳津町梅松4丁目135番地	218-2711	29人
90	アルトのお家　旦島	旦島中1丁目2番5号	201-1330	33人
91	Ｆａｍｉｌｉａｒ壱番館	柳津町高桑1丁目84-1	215-7077	40人
92	住宅型有料老人ホーム だんらん日和	下奈良3丁目7-7	201-1223	42人
93	げんきの家有料老人ホーム	福富天神前114	214-8338	30人
94	住宅型有料老人ホーム ナーシングホーム花の木	宇佐南4丁目7-4	215-7308	24人
95	PD/ハウス岐阜	六条南1丁目16番15号	201-1951	54人
96	有料老人ホーム 彩結　上川手	上川手437	215-8335	30人
97	住宅型有料老人ホーム 「晴れ風　領下」	領下3丁目8番1	213-7756	28人
98	有料老人ホーム スマイルフォート	福富天神前310番地	201-1137	19人
99	住宅型有料老人ホーム すがの家	須賀1-6-23	374-7433	12人
100	住宅型有料老人ホーム あおぞら別邸	茜部大野2丁目17番地	213-1760	31人
101	住宅型有料老人ホーム わがんあいご	黒野722番地	214-7733	19人
102	住宅型有料老人ホーム 薮田グリーンサロン	薮田南3丁目5-25	201-3251	84人
103	オルトケアホーム西河渡	西河渡3-66-2	213-7750	11人
104	うちくる 岐阜うずら大橋前	南鶉6-66-1	255-0856	32人
105	うちくる 岐阜長良医療センター前	長良竜東町4-9-1	255-0856	32人
計				3,084人

介護付有料老人ホーム

	施　設　名	所　在　地	電　話	定　員
1	ベルデ岐阜長良	松風町2丁目16	210-1755	45人
2	ニチイケアセンター茜部	茜部野瀬1丁目41-2	278-3920	54人
3	ほんじょうの憩	本荘字熊野前1941-24	255-3861	36人
4	日野岐協苑 (地域密着型)	日野北1丁目2-1	245-1212	29人
5	長森いきいき倶楽部アネックス (地域密着型)	北一色10丁目38-3	259-2525	29人
6	ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	264-2811	34人
7	ジョイフル岐阜駅Ⅱ	高砂町1丁目17	264-2811	32人
8	ジョイフル岐阜駅Ⅲ	高砂町1丁目17	264-2811	34人
計				293人

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

	施　設　名	所　在　地	電　話	定　員
1	アーバンケア三歳	三歳町5-1-8	254-0034	9人
2	愛の家グループホーム 岐阜	粟野東5丁目4	236-2360	27人
3	愛の家グループホーム 岐阜正法寺	正法寺町9	277-8170	18人
4	芥見グループホーム	岩田東3丁目277-1	241-5250	18人
5	ウェルビュー明郷	真砂町1丁目20-2	255-3313	9人
6	鏡島弘法前ケアセンター	鏡島中2丁目9-13	253-1768	18人
7	グループホーム ガーデン柳津	柳津町本郷2丁目7-3	388-5325	9人
8	グループホーム ファミリーケア大黒町	大黒町3丁目12-1	259-3219	9人
9	グループホーム あいか	鏡島精華2丁目4-24	252-1127	18人
10	グループホーム あかり（岐阜苑）	大洞1丁目3-4	241-2200	18人
11	グループホーム 楓	粟野西6丁目117-2	214-7677	9人
12	グループホーム あだち	大池町58-1	254-0303	24人
13	グループホーム あだちⅡ	北一色4丁目5-7	249-5003	18人

14	グループホーム 樫の実	世保北33	229-5535	27人
15	グループホーム 北山	北山1丁目15-25	244-1210	9人
16	グループホーム サイネリア	萱場東町2丁目1	294-5741	9人
17	グループホーム ゆうもあスマイル河渡	河渡5丁目60	253-1228	18人
18	グループホーム ササダ	加納本石町3丁目3	275-8201	27人
19	グループホーム 静春	西島町2丁目6	296-7005	18人
20	グループホーム 千寿庵　万葉	神室町3丁目1-1	257-5051	9人
21	グループホーム なごみの杜	奥1丁目95	239-9759	9人
22	グループホーム 花咲小町	太郎丸諏訪174	229-2272	18人
23	グループホーム 彩り「ぎふ」	旦島6丁目1-16	296-1215	18人
24	グループホーム ひなたぼっこ	梅林南町12　メゾンK1Ｆ	240-5895	7人
25	グループホーム 百花	前一色1丁目4-18	249-3051	9人
26	グループホーム ふるさと	則武中3丁目5-17	296-0577	18人
27	グループホーム もも太郎黒野	黒野419-4	214-7005	9人
28	グループホーム マイハウスすが	須賀3丁目17-5	275-4188	18人
29	とまとの家野一色	野一色6丁目10-26	240-3928	18人
30	グループホーム もも太郎御望	御望3丁目68	214-7005	18人
31	グループホーム 柳ケ瀬	金町4丁目28	267-1625	8人
32	グループホーム 夢家族柳津	柳津町丸野5丁目47	387-3958	9人
33	サロン・ド・フレール	柳津町上佐波東1丁目44	270-0609	27人
34	グループホーム 大洞岐協苑	大洞3丁目3-1	242-1153	9人
35	グループホーム・スマイル	芥見野畑1丁目25	241-2100	9人
36	長森いきいき倶楽部	前一色西町4丁目6	259-3193	27人
37	ハートヴィレッジ老松	老松町10	267-5333	18人
38	福光グリーンホーム	福光東3丁目10-8	210-2011	27人
39	グループホーム木の郷	福富迎田72	229-0318	18人
40	六条の杜	六条片田1丁目21-6	277-5733	18人

41	愛の家グループホーム ことづか	琴塚1丁目7−12	247−5166	18人
42	愛の家グループホーム 中西郷	中西郷1−71	234−3560	18人
43	愛の家グループホーム 福富	福富永田1976−1	229−7071	18人
44	愛の家グループホーム やないづ	柳津町梅松1丁目91−1	387−6218	18人
45	グループホーム マイハウスあつみ	朝霧町34	268−3733	18人
46	グループホーム ゆうもあスマイル茜部	茜部中島1丁目38−2	275−4660	18人
47	グループホーム ハート六条	六条江東3丁目1−26	275−8380	18人
48	グループホーム こころ岐阜	栄新町3丁目100	296−0680	27人
49	グループホーム こころ岐阜第２	栄新町3丁目30	296−1088	18人
50	グループホーム ガーデン柳津北館	柳津町本郷2丁目13−1	388−5188	18人
51	長森いきいき倶楽部ラシック グループホーム	北一色10丁目38−1	213−1294	18人
52	グループホーム こまき	都通4丁目7番地	215−0155	18人
53	グループホーム ほんじょうの憩	本荘1941番地23	252−1165	18人
計				876人

生活支援ハウス

	施　設　名	所　在　地	電　話	定　員
1	いきいき	北一色10丁目38番地1	213−1294	9人

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

	施　設　名	所　在　地	電　話
1	ふれあいハウス白山	鶴田町3丁目7番地4	265−3901 （岐阜県住宅供給公社岐阜事務所）

サービス付き高齢者向け住宅

	施　設　名	所　在　地	問い合わせ先
1	あったかホームもも太郎	黒野419−4	058−214−7005
2	ラシュールメゾン岐阜	橋本町2−52	0584−81−8502
3	ゆうゆう未来館柳ケ瀬	柳ヶ瀬通1丁目31	052−264−4867

4	メゾンヴェールながら	長良竜東町3丁目50	058-215-9000
5	にこにこ笑顔	芥見堀田114-6	058-215-0216
6	嘉悦館	茜部中島1丁目28	058-213-1165
7	平成介護福祉センター ながらの家	八代1丁目3-3	058-232-2232
8	カーメル１番館	権現町4-2	058-255-0630
9	ライフ・ネット黒野	黒野69-1	058-215-0357
10	住宅型有料老人ホーム Ange	雲井町3丁目16	058-215-0160
11	元気印　ほんまち	本町2丁目13	058-264-9650
12	サービス付き高齢者向け住宅 ふくみつ	福光東1丁目23-18	058-214-6720
13	レストステージ岐阜	柳森町2丁目48-1	058-215-0385
14	サァラ　MISAO	江添2丁目6-7	058-268-0330
15	なごやかレジデンス 岐阜木之本	五反田町38	058-255-0566
16	SEOま・も・る	柳津町梅松4丁目109	058-388-7789
17	サービス付き高齢者向け住宅 祭	芋島2丁目1-10	058-249-2777
18	華陽のいえ鶫	東鶫3丁目73-2	058-215-5502
19	なごやかレジデンス 岐阜梅林	金園町10丁目10	058-259-3262
20	四季彩薮田	須賀3丁目15-4	058-268-2570
21	クルール岐阜長良東	長良東3丁目235	058-296-0966
22	サービス付き高齢者住宅 スマイル	福富天神前344	058-214-3240
23	アクティブステージ岐阜	敷島町3-6	058-215-0385
24	ライフ・ネット古市場	古市場西畑1-69	058-215-0320
25	サービス付き高齢者向け住宅 如水苑	学園町3丁目14	058-216-1030
26	ハートフォレスト西川手	西川手1丁目124	058-268-5088
27	サービス付き高齢者向け住宅 いちる	六条大溝2丁目14-4	058-215-0691
28	とまとの家	下奈良2丁目4-20	058-277-0770
29	サービス付き高齢者住宅 スマイル本荘	本荘1990	058-214-3240
30	ライフ・ネット長良	長良井田44-1	058-201-0352

31	サービス付き高齢者向け住宅 ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	058-264-2811
32	みたによし・ようきハウス	春近古市場南98	058-213-2955
33	サービス付き高齢者向け住宅 桂花	大字黒野字二ノ丸328-8	058-214-3288
34	シルバーハウスいわたひがし	岩田東3丁目314-1	052-228-0576
35	サービス付き高齢者住宅 スマイルイースト	福富天神前340	058-214-3240
36	ヴィラいわさき	岩崎2丁目8-13	058-214-3201
37	とまとの家　次木	大字次木字村添770-1	058-213-6366
38	なないろの詩　早田	早田町1丁目13	058-214-7735
39	ライフ・ネット大福町	大福町6丁目3	058-215-1215
40	クルール岐阜六条	六条大溝2丁目5-5	058-216-0966
41	いちる　中	中1丁目89-1	058-215ー0691
42	なないろの詩　又丸	又丸村中25-1	058-215-7716
43	アンジェス岐阜岩地	岩地1丁目3-18	058-216-7717
44	サービス付き高齢者向け住宅 アムール	柳津町上佐波西2丁目15	058-201-2056
45	ふるさとホーム岐阜	加納朝日町3丁目28	058-268-3350
46	ナーシングホーム ケアリール岩田東	岩田東1丁目152	058-213-7705
47	アンジェス岐阜南鶉	南鶉7丁目38-1	058-372-7757
48	プライムステージ柳ヶ瀬	柳ヶ瀬通6丁目5	058-215-0385
49	サービス付き高齢者向け住宅 act	中2丁目195-1	058-215-9358
50	サービス付き高齢者向け住宅 咲楽　上尻毛A	上尻毛八幡90-1、90-2	0575-46-8596
51	サービス付き高齢者向け住宅 咲楽　上尻毛B	上尻毛八幡90-1、90-2	0575-46-8596
52	かがやきレジデンス岐阜加納	水主町1丁目176-1	058-216-2271
53	ゴールドエイジ西改田	西改田字若宮73-1	058-201-4400
54	ペット共生型サ高住 えん岐阜PLUS	西鶉4丁目6、7	058-201-3015
55	サービス付き高齢者向け住宅 ここわ	柳津町下佐波6丁目220	058-213-4239
56	サービス付き高齢者向け住宅 リアン	大字三田洞字大坪881-1	0581-27-0367
57	サービス付き高齢者向け住宅 アムール２号館	柳津町上佐波1丁目229-1	058-201-2056

58	ライフ・ネット忠節	忠節町4丁目74-1	058-215-1215
59	サービス付き高齢者向け住宅 咲楽　上尻毛C棟	上尻毛八幡89-1	0575-46-8596
60	サービス付き高齢者向け住宅 咲楽　粟野	粟野東3丁目547番	0575-46-8596
61	からふる庭園　東鶉	東鶉2丁目80番	052-401-3177
62	シルバーハウスあわのにし	粟野西6丁目167番地	052-228-0576
63	ゴールドエイジ西河渡	西河渡3丁目66番1	052-588-2060

老人保健施設（介護老人保健施設）

施　設　名		所　在　地	電　話	定　員
1	長良川ビラ	又丸67-7	234-4747	96人
2	岐阜リハビリテーションホーム	黒野181	234-1515	100人
3	カワムラコート	芥見大般若1丁目105	241-3488	200人
4	グリーンビラ安江	鏡島南1丁目2-38	253-7878	56人
5	サワダケアセンター	野一色7丁目12-2	247-1100	91人
6	ハートケア松岡	長旗町1丁目8	265-8100	80人
7	喜の里	中鶉2丁目99	276-7755	95人
8	三浦老人保健施設	鏡島精華3丁目17-5	251-9038	60人
9	いこいの里２号館	岩滝東1丁目91	241-1110	96人
10	寺田ガーデン	寺田7丁目77	253-7600	100人
11	ロアジかねまつ	柳津町下佐波西1丁目4	279-5100	100人
12	ケアコートみやこ	都通3丁目17-1	255-3377	80人
13	永寿	栄新町2丁目50	232-1151	29人
14	仙寿なごみ野	則武東4丁目2-6	215-9753	100人
15	山内ホスピタル 介護老人保健施設	薮田南4丁目15-16	215-1600	100人
計				1,383人

介護医療院

	施設名	所在地	電話	定員
1	介護医療院みよし	北一色5丁目2−11	247−3411	50人
2	介護医療院大橋整形外科病院	栄新町2丁目50番地	232−1151	53人
3	しらゆり介護医療院	安食1丁目87番地1	238−8555	9人

老人福祉センター

	施設名	所在地	電話	型
1	和楽園	金竜町5丁目10−3	246−4101	A
2	みやこ老人センター	都通2丁目23	252−4738	A
3	友楽園	京町1丁目64	263−6767	B
4	西部福祉会館	西荘2丁目11−23	253−5121	B
5	三楽園	北野東827	229−5068	B
6	柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野1丁目34	387−1333	A
7	交楽園 （西部コミュニティセンター内）	下鵜飼1丁目105	230−1350	B
8	長寿園 （北部コミュニティセンター内）	八代1丁目11−13	233−2110	B
9	陽楽園 （南部コミュニティセンター内）	加納城南通1丁目20	272−2341	B

※A型…無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、健康増進、
教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
B型…基本となるA型の機能を補完する施設

三田洞神仏温泉

	施設名	所在地	電話
1	三田洞神仏温泉	三田洞222	237−3734

高齢者福祉会館

	施設名	所在地	電話
1	ふれあいの館「白山」	鶴田町3丁目7−4	240−1245

※各施設情報は令和８年４月現在のものです。

7　相　談　窓　口

相談窓口

高齢者の皆さんやその家族、地域の人たちの悩みや問題等に対応します。お気軽にご相談ください。

また、岐阜市社会福祉協議会でも、福祉・介護の相談等に応じています。

市役所

高齢福祉課　司町40番地１　庁舎１階	
生きがい対策係	☎ 214−2173
高齢者サービス係	☎ 214−2172
地域包括支援係	☎ 214−2090

介護保険課　司町40番地１　庁舎２階	
介護認定係	☎ 214−2089
保険料係	☎ 214−2091
給付係	☎ 214−2092
支援係	☎ 214−2093

各保健センター

名　称	所　在　地	電話番号
中保健センター	徹明通２丁目18番地 柳ケ瀬グラッスル35　３階	214−6630
南保健センター	茜部菱野１丁目75番地２	271−8010
北保健センター	長良東２丁目140番地	232−7681

地域包括支援センター

名　称	所　在　地	電話番号	担　当　地　区
中央北	京町２−12	213−0128	金華、京町、明徳、本郷
中央西	昭和町２−10− 3	215−7616	徹明、木之本
白梅華	東金宝町１−16 メゾンドクマダ 101	266−8388	梅林、白山、華陽
島城西	西島町２−11	232−5088	島、城西
清　流	光町１−56− 2	201−6204	早田、則武
西　部	河渡４丁目 97 番地３	251−6541	木田、七郷、合渡
岐　北	黒野 176− 5	234−3933	黒野、方県、西郷、網代
長　良	長良 2977− 3 − 1	231−8188	長良、長良西、長良東
北　部	南蝉２−122 北川ビル１階	295−4510	鷺山、常磐
岩野田	粟野東５−173− 1	214−4640	岩野田、岩野田北
北東部	岩井４−10− 1	241−7003	藍川、三輪南、三輪北
三　里 本　荘	本荘 2938− 1 江崎ビル１階	215−7655	本荘、三里
精　華	鏡島南１− 1 −10	252−3066	市橋、鏡島
境　川	中鵜３−14	276−1163	鵜、日置江、柳津町
南　部	茜部菱野１−65− 2 河八ビル１階Ｂ号室	275−0173	加納東、加納西、茜部
厚　見	東明見町 17− 1	214−4001	厚見
長森南	蔵前４−19− 5	247−8160	長森南
長　森	塩町２−32	245−2855	日野、長森北、長森東、長森西
東　部	芥見３−175− 1	243−0593	岩、芥見、芥見東、芥見南

※認知症の相談に関しては…

●かかりつけ医

『かかりつけ医』とは、日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。普段の健康状態を把握しているかかりつけ医に、ささいな変化や悩みも気軽に相談しましょう。また、お近くの精神科や心療内科などの、もの忘れ外来を行っている医院などへも相談できます。

●認知症疾患医療センター

ご本人やご家族、関係機関からの認知症に関する様々な相談に、専門の相談員が応じます。ご来院いただき、認知症かその他の病気ではないか必要な検査を行い、総合的に判断をします。診断に基づき、ご家族や関係機関を交えて個々に応じた治療などの方針を検討します。

【機関名】	【電話番号】	【所 在 地】	【受付時間】
公益社団法人 岐阜病院	247－2118	日野東３丁目13番６号	月～金曜日 （祝日・年末年始除く） 午前９時～午後５時
医療法人香風会 黒野病院	234－7038	洞1020	月～金曜日 （祝日・年末年始除く） 午前９時～午後３時
岐阜市民病院	251－5871	鹿島町７丁目１番地	月～金曜日 （祝日・年末年始除く） 午前９時～午後５時

●岐阜市地域包括支援センター

『地域包括支援センター』は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすための『総合相談窓口』です。認知症についての相談の他、介護サービスの利用、日々の生活での心配ごと、介護予防に関することなど、何でもご相談ください。（77ページ）

●その他の相談機関

【名　　称】	【電話番号】	【受付時間】	【詳　　細】
認知症の電話相談	058－214－8690	電話に出られないこともあります。	公益社団法人 認知症の人と家族の会 岐阜県支部
認知症110番	0120－654－874	月・木曜日 （月曜が休日の場合は原則、翌火曜） 午前10時～午後３時	公益財団法人 認知症予防財団
岐阜県若年性認知症支援センター	0584－78－7182	月～金曜日 （祝日・年末年始除く） 午前９時～午後３時	医療法人　清風会 大垣病院内
全国若年性認知症支援センター	0800－100－2707 （通話無料）	月～土曜日 （年末年始・祝日除く） 午前10時～午後３時 ※水曜日のみ 午前10時～午後７時	社会福祉法人 仁至会認知症介護研究・研修大府センター



岐阜市社会福祉協議会

○岐阜市社会福祉協議会の活動

在宅福祉サービス事業

●介護保険事業
●障害福祉サービス事業
●地域生活支援事業　など

ふれあい福祉相談窓口

・受付時間　月～金曜日
（祝日・年末年始除く）
午前９時～午後５時
＊電話又は窓口で受付

地域福祉推進事業

●地域福祉推進事業
＊岐阜市地域福祉推進計画の推進
＊社協支部活動の支援（ふれあい・いきいきサロンなど）
●ボランティアセンター事業
●生活相談事業
＊日常生活自立支援事業
＊成年後見制度に関する相談対応、啓発普及事業　など



○所在地

岐阜市社会福祉協議会
岐阜市都通２丁目２番地
岐阜市民福祉活動センター２階
電　話　２５５－５５１１
ＦＡＸ　２５５－５５１２

職業相談

就職をお手伝い（応援）するための職業相談を開設しています。相談は無料で、秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。（予約不要）

○日時・場所

相談日：水・金曜日（祝日、年末年始を除く）
時　間：午後１時～４時30分
場　所：市民相談室（庁舎２階）

★問い合わせ先　労働雇用課　電話２１４－２３５８（直通）

岐阜市成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、ご本人の判断能力が十分ではない方が成年後見制度等を活用し、住みなれた地域で自分らしく安心して生活できるように支援しています。

◆このような困りごとはありませんか？

・成年後見制度について知りたい
・財産管理等に支援が必要だと思われる方が周囲にいる
・障がいのある子どもの今後について相談したい
・将来、認知症等で判断能力が低下した時に、利用できる制度等を知っておきたい
・将来に備えて今のうちからできることについて相談したい
・後見人等になったけれど、どこに相談したらよいか分からないことがある

自分のことや親のこと、支援している利用者のことなど、お気軽にご相談ください。

○相談費用

無料

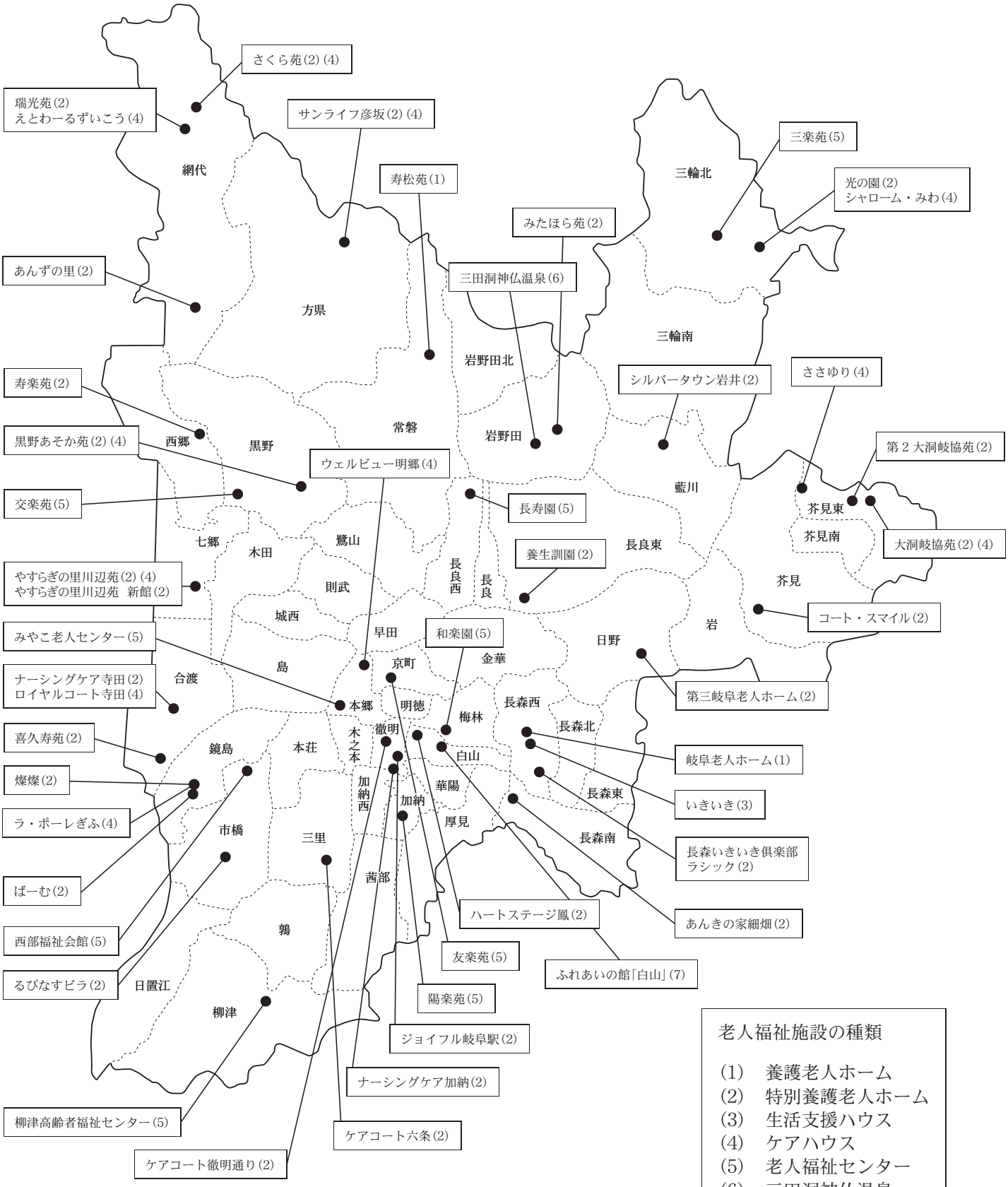
○相談受付時間

月曜日～金曜日　午前８時45分～午後５時30分
（祝日、12月29日～１月３日を除きます。）

★問い合わせ先　岐阜市成年後見センター（庁舎１階高齢福祉課内）
電話２６９－５５０１

○福祉関係施設地図

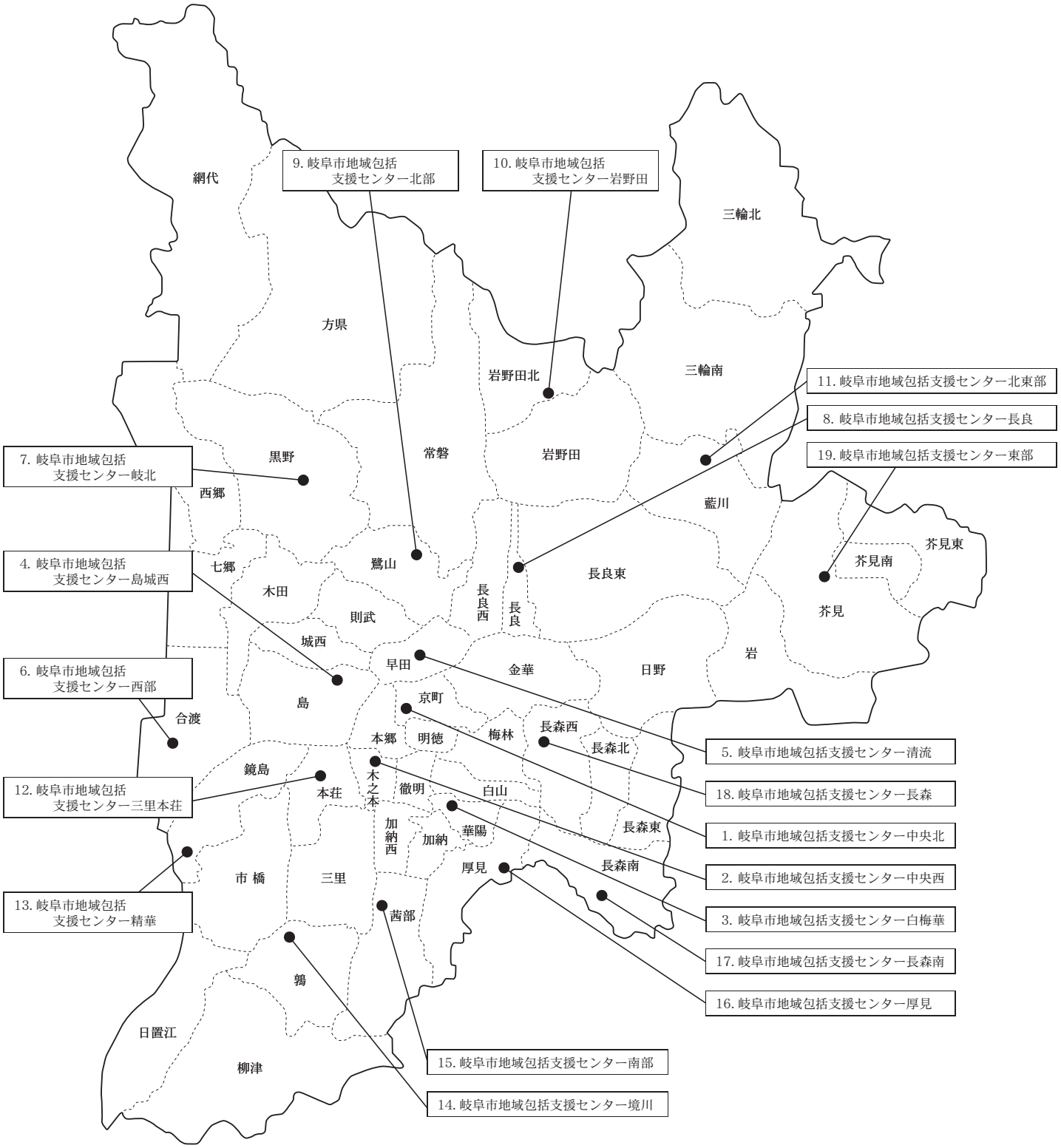
1．老人福祉施設



老人福祉施設の種類

(1)　養護老人ホーム
(2)　特別養護老人ホーム
(3)　生活支援ハウス
(4)　ケアハウス
(5)　老人福祉センター
(6)　三田洞神仏温泉
(7)　高齢者福祉会館

2．岐阜市地域包括支援センター



高齢者福祉施設事業一覧

○は、該当

	施策事業名	ねたりき認知症高齢者	虚弱高齢者		健康な高齢者	ページ
			要援護	自立		
生きがい対策	老人健康農園				○	1
	老人福祉センター・高齢者福祉会館			○	○	2
	三田洞神仏温泉			○	○	3
	シルバー人材センター			○	○	9
	高齢者大学			○	○	10
	シルバーカード交付事業	○	○	○	○	11
	高齢者ふれあい入浴事業		○	○	○	13
	らくらくおでかけパス交付事業		○	○	○	14
	各種敬老事業	○	○	○	○	15
	全国健康福祉祭（ねんりんピック）出場者激励金支給事業				○	15
	介護予防・家族介護教室事業				○	16
	地域安全推進事業		○	○	○	18
	老人クラブ（清流クラブ岐阜）				○	19
介護予防事業・日常生活支援総合事業		○	○			21
生活支援サービス	地域包括支援センター	○	○	○	○	26
	配食による安否確認事業	○	○	○		27
	市公式ＬＩＮＥ見守り通知サービス	○	○	○	○	28
	栄養改善配食サービス事業	○	○			28
	高齢者見守りネットワーク事業	○	○	○	○	29
	安否確認サービス事業		○	○		29
	緊急通報体制支援事業		○	○		31
	福祉器具給付事業	○	○			33
	認知症高齢者等見守りシール交付事業	○				34
	認知症高齢者等ＧＰＳ機器等購入等助成金交付事業	○				35
	シニア皆援隊		○	○	○	36
	日常生活自立支援事業	○	○			37
	生活管理指導短期宿泊事業			○		38
	成年後見制度利用支援事業	○	○			39
	高齢者虐待防止	○	○	○	○	39
	わたしのあんしん終活登録事業	○	○	○	○	41
	避難行動要支援者名簿への登録について	○	○			41
	家族介護用品支給事業	○	○			43
	家族介護慰労金支給事業	○	○			43
	高齢者住宅改善促進助成事業	○	○			44
	介護連絡手帳	○	○			45
施設サービス	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	○				47
	養護老人ホーム		○			47
	有料老人ホーム（住宅型）	○	○	○	○	50
	介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）	○	○			50
	軽費老人ホーム（ケアハウス）			○		51
	認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	○				53
	生活支援ハウス			○		54
	サービス付き高齢者向け住宅	○	○	○	○	56
	シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）			○	○	57
医療	後期高齢者医療制度	○	○	○	○	58
	福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）	○	○	○		61
	はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度			○	○	62

※一部の有料老人ホーム（住宅型）は要支援・要介護認定がないと入所できない場合がございます。

○高齢者虐待通報

電話　（０５８）２６５－３８８９
または、地域を担当する地域包括支援センター　⇒　77ページ

高齢者の虐待に関する情報をご提供ください。

○安否情報ダイヤルイン

電話　（０５８）２６５－４５２２

ご近所のひとり暮らし高齢者等のお宅で「**新聞が数日分たまっている**」、「**同じ洗濯物が数日間干しっぱなし**」、「**部屋の電気やテレビが昼夜ついたまま**」など、生命の危険が案じられるような異変にお気付きの場合は、上記までご連絡ください。

※緊急性がある場合は、110番、119番してください！

○高齢福祉課

高齢者サービス係　　**電話　（０５８）２１４－２１７２**
高齢者の在宅サービスに関することなど

生きがい対策係　　**電話　（０５８）２１４－２１７３**
高齢者の生きがいづくりに関することなど

地域包括支援係　　**電話　（０５８）２１４－２０９０**
介護予防に関することなど

令和８年10月

高齢者福祉ガイドブック
最新の情報は各課問い合わせ先に
お問い合わせください。

岐阜市福祉部　高齢福祉課
福祉医療課
介護保険課
〒500－8701　岐阜市司町40番地１